

大多喜町地域防災計画

第 2 編 震災編

目 次

第1章 総則	震 - 1
第1節 地震対策の基本的視点	震 - 1
第2節 想定地震と地震被害	震 - 2
第3節 減災目標	震 - 5
第2章 災害予防計画	震 - 6
第1節 防災意識の向上	震 - 6
第2節 火災等予防対策	震 - 14
第3節 消防計画	震 - 16
第4節 建築物の耐震化等の促進	震 - 18
第5節 土砂災害予防対策	震 - 24
第6節 要配慮者の安全確保のための体制整備	震 - 28
第7節 情報連絡体制の整備	震 - 35
第8節 備蓄・物流計画	震 - 39
第9節 防災施設の整備	震 - 41
第10節 帰宅困難者等対策	震 - 45
第11節 防災体制の整備	震 - 48
第3章 災害応急対策計画	震 - 51
第1節 災害対策本部活動	震 - 51
第2節 情報収集・伝達体制	震 - 64
第3節 地震・火災避難計画	震 - 76
第4節 要配慮者の安全確保対策	震 - 86
第5節 消防・救助・救急・医療救護活動	震 - 90
第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	震 - 99
第7節 救援物資供給活動	震 - 106
第8節 広域応援の要請	震 - 112
第9節 受援体制	震 - 117
第10節 自衛隊への災害派遣要請	震 - 122
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護	震 - 127
第12節 帰宅困難者等対策	震 - 131
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	震 - 133

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	震 - 141
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧.....	震 - 145
第16節 ボランティアの協力.....	震 - 155

第4章 災害復旧計画..... 震 - 160

第1節 被災者生活安定のための支援.....	震 - 160
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画.....	震 - 167
第3節 激甚災害の指定.....	震 - 172
第4節 災害復興.....	震 - 173

第1章 総則

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの地震災害予防対策、地震発生時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期する。

第1節 地震対策の基本的視点

本編の基本的な視点は、次のとおりである。

1. 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を推進すること

東日本大震災により、ハード整備に依存した防災対策には限界があることを経験した今日にあっては、今後、想定すべき巨大災害に対しては減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講ずることが不可欠である。

その上で、最大クラスの地震に対しても、多重防御の視点から、ハード対策・ソフト対策を織り交ぜた総合的な防災対策を推進することが重要である。

2. 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても津波により14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等にも大きな被害が発生した。

また、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において広範囲に液状化が発生し、住宅、道路・橋りょう、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフライン、学校、農業用施設等に被害が発生した。

これらの被害を受け、県では、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行った結果、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3. あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震を前提とした従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも十分に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と地震被害

千葉県では過去に、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震により大きな被害を受けている。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、大正関東地震（M7.9）や元禄地震（M8.2）等の相模トラフ沿いで発生するマグニチュード8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は2,300年程度とされているが、本県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の蓋然性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度及び平成26・27年度に近い将来（今後100年程度以内）、本県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

1. 地震被害の想定

千葉県では、近い将来、本県に大きな影響があると考えられる次の4つの地震について調査を行っている。

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ	調査年度
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部	平成26・27年度
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界	平成19年度
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部	
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層	

そのうち、本町に最も影響を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。

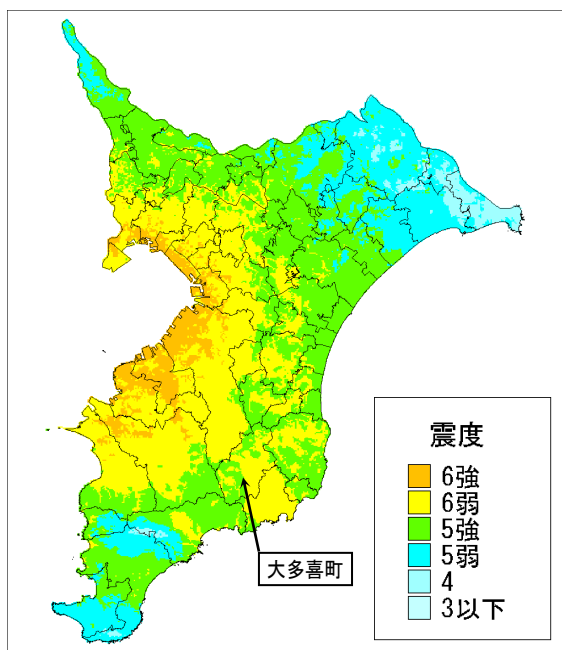
（1）地震の想定

地震の想定条件は、次のとおりである。

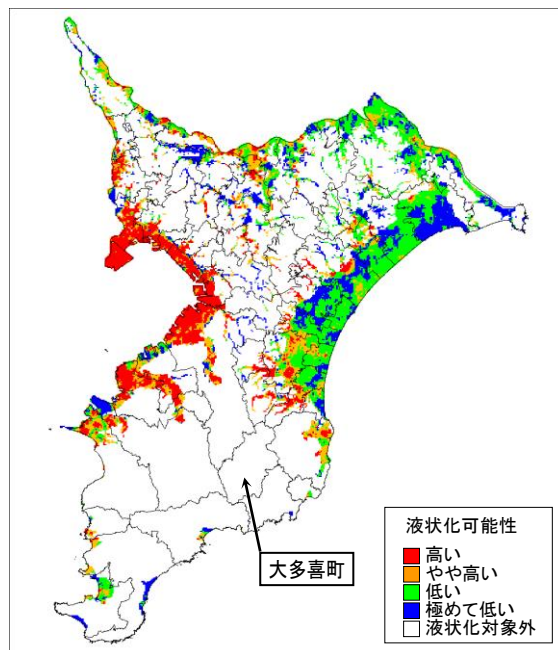
震源域の位置	東京湾北部
震源域の深さ	17km～33km
マグニチュード	7.3
発生季節等	冬季18時、風速9 m/s

(2) 震度・液状化等予測

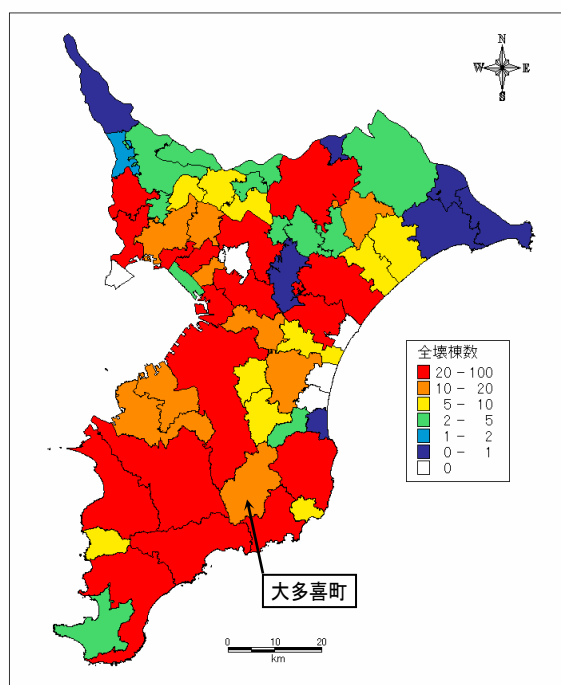
本町の震度は、震度5強～6弱、液状化危険度は、全域で「液状化対象外」と予測されている。



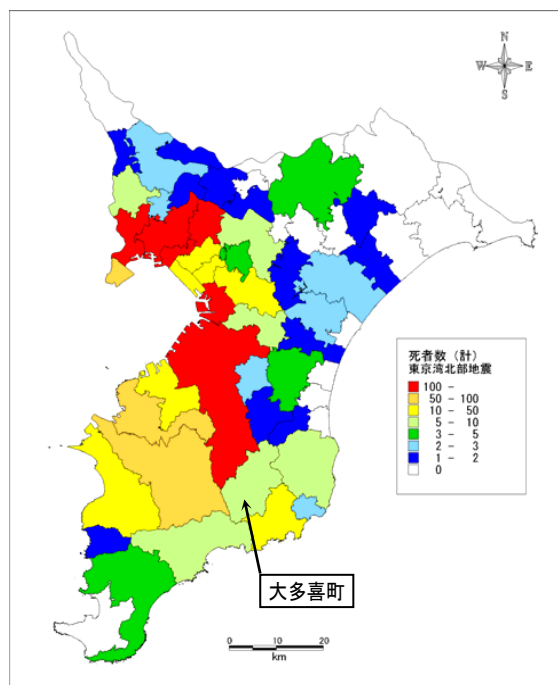
■震度分布



■液状化危険度分布



■全壊棟数（急傾斜地崩壊）



■死者数（冬季18時風速9m/s）

(3) 被害の概要

想定地震による被害想定結果は、次のとおりである。

■被害想定一覧

項目			想定被害数
原因別 建物全壊 棟数	揺れ		400 棟
	液状化		0 棟
	急傾斜地崩壊		20 棟
	合計		420 棟
火災	炎上出火		3 件
	焼失棟数	全壊を含む	77 棟
		全壊を含まない	71 棟
人的被害	死者	建物被害	4 人
		火災	0 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		ブロック塀等の転倒	0 人
		屋外落下物	0 人
		合計	6 人
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害	141(4) 人
		火災	4(1) 人
		急傾斜地崩壊	17(9) 人
		屋内収容物の移転・転倒等	2(1) 人
		ブロック塀等の転倒	4(2) 人
人的被害	負傷者 (うち重傷者)	屋外落下物	0(0) 人
		合計	168(16) 人
避難者 (1 日後)			2,480 人
帰宅困難者 (12 時)			1,625 人
エレベーター閉じ込め台数			10 台
災害時要援護者死者			2 人
自力脱出困難者			57 人
震災廃棄物			3 万 t

※合計は、小数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

第3節 減災目標

1. 経緯

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

本町では、千葉県地震防災戦略（平成21年9月策定、平成29年7月改訂）を参考に、本計画で定める防災・減災施策によって体系的・計画的に地震防災対策の推進を図り、地震災害による死者数を0人にすることを目標とする。

2. 防災・減災のための施策

防災・減災のための施策として、以下の項目について計画的な推進を図る。

（1）防災まちづくりの推進

ア 総合的な町内道路網の整備

イ 国・県道の整備促進

ウ 老朽化の著しい橋りょうの予防的修繕と計画的な耐震化及び架け換えの推進

（2）防災体制の整備

ア 防災行政無線の整備及び維持管理

イ 広域的連携の強化による常備消防・救急体制の充実

ウ ドクターヘリポートの確保による救急体制の充実

エ 組織の再編成や団員の確保対策の強化等による消防団の活性化

オ 消防資機材の整備・改善

カ 防火水槽の増設や消火栓の適正配置等消防水利の整備

キ 避難場所の周知徹底、防災備蓄資機材の充実、土砂災害ハザードマップの作成

ク 各種危険箇所の点検・調査

ケ 急傾斜地の崩壊防止

コ 河川の改修

サ 治山・治水対策の推進

（3）防災意識の高揚

ア 啓発活動の充実及び防火・防災訓練の実施

イ 自主防災組織の組織化推進及び活動支援

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識をもち、平時から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、これらの調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本町に被害をもたらす大規模地震に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

1. 防災教育 【総務課、教育課、生涯学習課】

町は、児童・生徒、各種社会教育団体や事業所の防災担当者、施設の防災要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発を図るとともに、実践的な防災行動力の向上に努める。

(1) 学校における防災教育の実施

防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の向上を図るため、防災に関する専門家や災害体験者の講演、起震車等による地震模擬体験を実施する。

イ 教科等による防災教育

社会科教育や理科教育の一環として、地震の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険について教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

ウ 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

(2) 家庭・地域における防災教育の実施

学校での防災教育の取組みを家庭や地域に公開したり、地域の防災文化の伝承やゲーム要素を取り入れた防災イベント等の実施等により、家庭、地域における防災意識の向上を図る。

(3) 社会教育における防災教育の実施

公民館等の社会教育施設において、防災教室等の防災学習の機会を設ける。

また、PTA等の各種社会教育団体の研修等において、防災に関する意識の啓発を図るように努める。

(4) 事業所等の防災教育の実施

事業所の防災担当者は、企業の社会的な位置づけを認識し、従業員等に対する防災研修や防災教育を積極的に実施していく。

(5) 防災上重要な施設における防災教育の実施

ア 病院及び福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設の施設管理者は、要介護者の把握、避難誘導の訓練等、平時から十分な防災教育及び訓練活動を行うとともに、従業員及び入所者に対し、防災意識の高揚に努める。

また、夜間又は休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平時から地域との連携を深める。

イ 観光施設、宿泊施設等における防災教育

震災時の観光客の安全を図るためには、観光客への災害情報の周知及び避難誘導が最も重要である。このため、事業者は、従業員に対して消防設備、避難誘導、救出、救護等に重点を置いた教育及び訓練を実施する。

また、観光客には、震災時の避難等について掲示板、チラシ等を通じて理解を得るよう努める。

ウ その他不特定多数が集まる施設

レクリエーション施設等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、震災時に避難誘導、情報伝達その他、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ確実に実施できるよう、十分な防災教育及び訓練を実施する。

(6) 防災対策要員に対する防災教育

ア 応急対策活動の習熟

応急対策計画による被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等、対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講習会の開催

学識経験者、防災機関の担当者等を講師とした研修会や講習会を開催していく。

2. 過去の災害教訓の伝承 【総務課】

町は、過去に起こった大規模地震の教訓を後世に伝えていくため、地震災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

また、町は、国土地理院と連携して、地震災害に関する石碑やモニュメント等の「自然災害伝承碑」が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、過去の地震災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら地震災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3. 防災広報の充実 【総務課】

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町は、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し、防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめる。

(1) 自らを守るための知識

ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策

イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

オ 出火の防止、初期消火の心得、住宅用火災報知器の設置及び感震ブレーカーの設置

カ 緊急地震速報の活用方法

キ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明

ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

コ 防災マップ等を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得

シ 自動車へのこまめな満タン給油

ス 地域の地盤状況や災害危険箇所

セ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）

ソ 帰宅困難者の心得

タ 地震保険の制度

チ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

ツ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 防災広報手段と内容

媒体	対象	内容
広報おおたき 講演会 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童・生徒・幼 児 町職員 ボランティア	・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 地震、津波に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ・ ハザードマップ（地震・洪水） ・ 避難所、避難路、避難地 ・ 避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 建物の耐震対策、家具の固定 ・ 災害危険箇所 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 発災した災害の情報及び町の対応 等

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道をするに当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には協力を求める。

4. 自主防災体制の強化 【総務課、健康福祉課、消防本部】

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推

進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、平時から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。

また、町は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

自主防災組織は、平時、地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動形態

平 時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
災 害 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等に

ついて、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

町は、震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が町と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

5. 防災訓練の充実 【総務課】

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関等と協力し、各種の災害訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど、実践的なものとなるよう工夫する。特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）総合防災訓練

大規模な地震の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立を図る。

ア 実施の時期及び回数

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施するように努める。

イ 実施方法

町の主催又は県との共催により、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

ウ 訓練種目

- （ア）災害対策本部等の設置運営訓練
- （イ）災害情報の伝達収集及び広報訓練
- （ウ）災害現地調査訓練
- （エ）避難誘導訓練
- （オ）避難所及び救護所運営訓練

- (カ) 応援派遣訓練
- (キ) 道路応急復旧訓練
- (ク) 消防訓練
- (ケ) 水防訓練
- (コ) 防災関係機関の連携活動訓練
- (サ) 自主防災組織等の活動支援訓練等

(2) 町及び防災関係機関が実施する訓練

町及び防災関係機関は、必要に応じて次のような訓練を実施する。なお、訓練の実施時期は、庁内の人事異動の後など、訓練内容に応じて実施時期を工夫する。

- (ア) 消防訓練
- (イ) 避難救助訓練
- (ウ) 災害通信連絡訓練
- (エ) 非常招集訓練
- (オ) 緊急輸送道路、主要幹線道路等の応急復旧訓練

(3) 事業所、自主防災組織及び住民の訓練

災害時に自らの安全を確保するためには、平時から住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。

このため、事業所、自主防災組織及び住民は、平時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を深めていく。

ア 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所等の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を年2回以上実施する。

また、地域の一員として、町及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。

イ 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するように努める。自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

ウ 住民の訓練

住民一人ひとりの震災時の行動の重要性を考慮して、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練への積極的かつ自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施していく。

6. 調査・研究 【総務課】

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範かつ複雑である。

このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的かつ効果的に推進していく。

(1) 基礎的調査研究の実施

震災の調査研究の基礎となる自然条件及び社会条件を把握し、町内及び県内で調査、収集することにより、データベース化して情報の利用を図る。

ア 自然条件

自然条件に関しては、次のような項目に関して情報の調査・収集及び活用を図る。

(ア) 地盤及び地質：ボーリング柱状図及び表層地質図

(イ) 活断層の状況：活断層の分布及び活動状況

(ウ) 地震観測：気象庁等防災関係機関の設置する地震観測機器のネットワーク化

イ 社会条件

社会条件は、次のような項目に関して情報の調査、収集及び活用を図る。

(ア) ハード面

a 建築物の用途、規模、構造等の現況

b 道路、橋りょう、ライフライン施設等公共土木施設の現況

c ガソリンスタンド等危険物施設の現況

d 耐震性貯水槽等消防水利の現況

(イ) ソフト面

a 昼夜間人口、要配慮者等人口の分布

b 住民の防災意識

(2) 周辺市町村への支援体制の検討

本町は内陸に位置し、海岸線を持たないことから津波による被災のおそれはなく、また、液状化の可能性も低いことから、房総半島南部の他市町村に比べ、地震防災環境の面で比較的に有利な条件にある。

このため、津波を伴う大地震が発生した場合には周辺市町村へ支援を行う立場となる可能性が高いことから、夷隅郡市又は房総半島南部における後方支援拠点としての本町のあり方について調査を検討する。

第2節 火災等予防対策

大正関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

また、市街地では可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる東京湾北部地震等の大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

1. 地震火災の防止 【総務課、消防本部】

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発するなど、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 火災予防に係る予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施

し、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 町及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

町は、消防水利の実態を把握し、地震による消火栓の使用不能状態に陥る可能性を考慮して耐震性防火水槽の設置や河川、プール等の利用による水利の年次計画等を策定し、計画的に整備を図っていくとともに、既存の消防水利の耐震性の確保に努める。

イ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

2. 建築物不燃化の促進 【建設課、消防本部】

本町には、防火地域又は準防火地域に指定されている地域はないが、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議の上、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

また、上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

3. 防災空間の整備・拡大 【総務課、建設課】

住宅密集地における街路は、人や物を輸送する交通機関のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献することが大きい。

町及び県は、住宅密集地の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については、緊急性の高いものから整備を図っている。

第3節 消防計画

大規模地震の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1. 消防体制・施設の強化【消防本部、消防団】

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、町は大規模地震の発生に対処するために、消防本部が整備する高度な技術・資器材等消防体制及び消防設備の整備を拡充するため、財政支援を行う。

(2) 消防団の充実・強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進、機能別団員の採用促進等、消防団員の確保及び消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(3) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

本町における消防力の現況は、以下のとおりである。

■本町の消防力（令和3年4月1日現在）

体 制	消防分団		6
	消防団員		346
設 備	指 揮 車	指揮車	1
		普通ポンプ自動車	5
		小型動力ポンプ付積載車	19
		その他の消防車両	1
		緊急二輪車(赤バイク)	3
	計		29
施 設	消 火 栓	消火栓	184
		防火水槽	248
		その他水利	85
	計		517

資料：令和2年度消防年報（夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部）

(4) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、老朽化した消防団詰所の改築や消防ポンプ車の更新を実施する。

2. 消防団員の教育訓練 【総務課、消防団】

県消防学校において、消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」（平成27年3月31日改正）に基づく教育訓練を行う。

- (1) 基礎教育（新任科）
- (2) 専科教育（警防科）
- (3) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (4) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

3. 市町村相互の応援体制 【総務課、消防本部】

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては、他の市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資器材リストの更新を行う。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

4. 消防思想の普及 【総務課、消防本部、消防団】

町及び消防本部は、各種の行事を行い、消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動の実施（各1週間）
- (2) 県消防大会及び県操法大会への消防職員・団員の参加促進と士気高揚
- (3) 県の各種講習会等への消防職員・団員の参加促進
- (4) 関係団体との協力による消防思想の普及及び火災予防の徹底

5. 消防計画の推進 【消防本部】

町及び消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。

- (1) 消防組織の整備強化
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員召集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第4節 建築物の耐震化等の促進

既成市街地のなかには、道路・公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

また、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、水道、電気、ガス等のライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性についてさらに強化を図る。

1. 市街地の整備 【企画課、建設課、生涯学習課】

本町の中心部は、主に木造建築物が主体となった市街地を形成しており、大規模地震発生時には建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

このため町は、土地利用関連計画の総合調整により、街区を防災機能の確保された適正な土地利用へと誘導し、防災上安全な市街地の形成を図る。

2. 建築物等の耐震対策 【総務課、建設課、農林課、生涯学習課】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

現行の建築基準法による耐震基準適用以前の建築物は、地震による被害が大きくなる可能性が高い。建築物に係る防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、町は、次のとおり既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

ア 耐震診断技術マニュアルの整備と建築士による耐震診断の促進

イ 建築物の耐震化に関する講習会の開催

ウ 応急危険度判定体制の確立

エ 建物所有者に対しパンフレット等による耐震診断の必要性のPR

オ 建物所有者に対し建築物の安全確保に関する知識の普及及び啓発

(2) 教育施設の耐震化

学校施設の耐震化は、令和2年度末現在おおむね終了している。今後は、コミュニティセンター等災害の種類に関わらず地区住民の避難所となる施設について、計画的な耐震化を進めていく。

(3) 文化財の防災対策

町は、地震災害から文化財を保護するため、消防本部と連携し、文化財の所有者又は管理者に対し、次のような対策を講ずるよう指導・助言に努める。

ア 文化財の耐震対策の実施

イ 消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備等の消防施設・設備の整備

ウ 電気設備の定期的な点検・交換、可燃物の管理、文化財周辺の整理整頓等防火管理の徹底

(4) ブロック塀等の安全対策

ア ブロック塀等の倒壊・落下防止

町は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」(昭和58年9月制定)に基づき、県と連携して適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既存のブロック塀等の所有者・管理者に対しては、倒壊防止と安全確保のため、必要な助言又は指導に努める。

また、「千葉県屋外広告物条例」(昭和44年千葉県条例第5号)に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

イ 自動販売機の転倒防止

町は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い、自動販売機の転倒防止を推進する。

(5) 落下物防止対策

町は、「千葉県落下物防止指導指針」(平成2年11月制定)に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、商業地等人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

町は、ホームページ、町広報紙及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

町は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、町内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

また、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3. ライフライン施設の耐震対策 【各関係機関】

水道、電気、通信、ガス等のライフライン施設が震災時に被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害となる。

このため、各施設における耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化、代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限に食い止めるよう万全の予防措置を講じていく。

(1) 水道施設 【環境水道課、南房総広域水道企業団】

水道事業者は、水道施設の耐震性の向上を図ることにより、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。

また水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

ア 給水施設の整備

災害時には、給水施設の損壊又は破損による断水や飲料水の汚染が発生するおそれがあるため、給水施設の耐震化を促進する。

イ 配水池等の補強

配水池等及び管理棟の耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を行い、耐震性の向上を図る。

ウ 老朽管の更新等による配水管等の耐震化

石綿セメント管等老朽化した管及び耐震性に劣る管路については、将来目標を定め、ダクタイル鋳鉄管等に計画的に布設替えを実施するなど整備を図る。

エ 給水装置等の耐震化

給水装置等の耐震化を進めるよう利用者の理解と協力を求め、耐震化を図る。特に、避難所、病院等の防災上重要な施設を優先する。

(ア) 可とう性、伸縮性を有する継手の採用

(イ) 耐震性の高い構造、材料を採用・推進

オ 新設施設の耐震化

新設する施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

(2) 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

(ア) 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度 0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度 0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

(イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では、154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度 0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

震度6（水平最大加速度 0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能の施設をしている。

(エ) 通信設備

水平最大加速度 0.3Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設 【大多喜ガス(株)、(一社)千葉県LPガス協会】

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

(ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

(イ) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

(ア) その他の安全設備

a 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう、工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

b 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200 ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(4) 通信施設 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)・NTTコミュニケーションズ(株)】

ア 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

(ア) 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

(イ) 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

4. 道路及び交通施設の安全化 【建設課】

(1) 地震に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、地震に強い道路の整備や被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

(2) 道路・橋りょう防災計画

道路及び橋りょうは、社会活動、経済活動及び住民の日常生活に欠くことのできないものであると同時に、震災時には応急対策及び災害復旧の根幹となるべきものであり、特に山地地区においては、孤立防止を図らなければならない。

したがって、これら道路及び橋りょうについては、事前の予防措置として各施設の耐震性

を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

ア 災害時道路ネットワーク

県が定める緊急輸送道路のほか、近隣市町間を結ぶ幹線道路その他災害時の重要な機能を有する道路ネットワーク(災害時道路ネットワーク)を形成し、耐震化その他整備を進める。

イ 耐震性の向上

道路及び橋りょうの耐震性の向上を図るため、前項において災害時道路ネットワークに位置付けられた道路を中心に次の対策を実施する。

(ア) 道路防災点検調査

道路、橋りょう、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平時に点検調査する。

(イ) 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所は、速やかに安全化対策工事を行う。

(ウ) 橋りょう対策

a 町管理の橋りょうについては、道路防災点検の結果、必要な耐震措置、洗掘防止措置を速やかに実施するほか、老朽橋の架け替工事を計画的に実施する。

b 国、県等が管理する橋りょうについては、平成8年以前に建設された橋りょうは、国土交通省からの通知に基づき、緊急度の高い橋りょうを選定し、順次耐震対策を実施していく。それ以降に建設又は架換する橋りょうについては、最新の道路橋示方書に基づき整備を行う。

(エ) 斜面地等対策

法面保護等の安全対策を実施する。

5. 鉄道施設 【いすみ鉄道(株)、小湊鐵道(株)】

鉄道は、通勤、通学等の生活路線として、社会活動を支える重要な施設であり、震災時においても、救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計基準(耐震設計)」に基づき実施する。

(1) 車両の耐震化

現在、車両にはすべて車体下に二重のばね緩衝装置を設けて、耐震性を十分考慮している。

(2) 構造物の耐震化

在来の土木建築物については、建設当時に使用されていた地震荷重が考慮されている。

兵庫県南部地震に伴い国土交通省は、当面の緊急措置として緊急性の高いものから優先的に耐震補強工事の実施を通達したところであり、鉄道事業者はこれを受けて各施設の耐震性を強化する。

(3) 電気設備の耐震化

電気設備は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準及び電気設備に関する技術基準に基づき設計し、耐震性を充分考慮している。

第5節 土砂災害予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講ずる。

1. 土砂災害の防止・孤立集落対策 【総務課、企画課、建設課、夷隅土木事務所】

町及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講ずるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害危険箇所の調査と危険箇所の公表

町は、崩壊等による土砂災害を未然に防止するとともに、土砂災害発生時に被害の軽減を図るため、被害発生のおそれのある地域の調査を行い、危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害を被るおそれのある場所を町のホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップやため池ハザードマップ、広報紙等を各世帯に配布し、住民へ周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

<資料編 土砂災害警戒区域等一覧表>

(3) 地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施し、町はこれに協力する。

また、町は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民等に不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関に対して事前に周知する。

(4) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

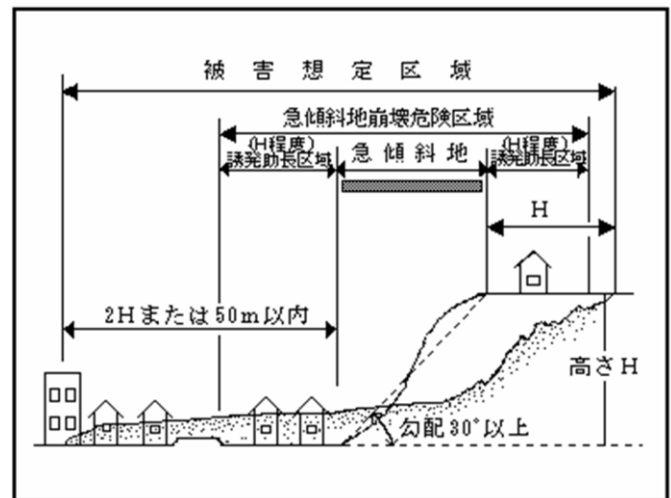
また、県はこの指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、次のとおりである。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

＜資料編 土砂災害警戒区域等一覧表＞

(5) 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

＜資料編 土石流危険渓流一覧表＞

(6) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

現在、本町における山地災害危険地区と思われる箇所は、資料のとおりである。

これらの危険地区については、降雨等により崩壊の可能性が高く、早急な予防対策を必要とする箇所から県と協議し、計画的に治山事業の実施を図る。

＜資料編 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）一覧表＞

(7) 宅地造成地災害対策

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により、県の許可又は確認を必要とする。

また、県は宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

町は、県の宅地開発等の開発行為に関する次のような指導等に基づき、宅地開発等が誘因となる災害を未然に防止していく。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(8) 孤立集落対策の推進

町は、地震災害時に孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の対策を講ずる。

町は、地震災害時に孤立するおそれのある地区について、以下の対策を講ずる。

ア 集会所等への非常用食料、飲用水の備蓄を行う。

イ トランシーバー等の外部との最低限の通信手段を確保する。

2. 地籍調査の推進 【建設課】

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、町は、土地所有者・管理者と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～）に基づき、地籍調査を推進する。

3. ため池施設の安全化 【農林課】

県及び町は、地震に伴うため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

- (1) 県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。
- (2) 町は、防災重点農業用ため池について、県から「ため池マップ」及び「浸水想定区域」の提供を受け、町ホームページにおいて、位置、浸水想定区域図を公表している。今後は、関係世帯への浸水想定区域図の配布により、周知徹底に努める。

また、町は県と協力し、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進する。

＜資料編 防災重点農業用ため池一覧表＞

第6節 要配慮者の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者等災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町及び県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月（令和3年5月改訂）以下、本編において「取組指針」という。）を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（以下、本編において「手引き」という。）」を作成している。

1. 避難行動要支援者への対応 【総務課、健康福祉課】

町は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、町の取組みを支援する。

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、次の事項を定める。

（1）避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

（ア）町は、日常業務の中で、住民登録や福祉等の各担当部署が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。

また、平時から要配慮者と接している健康福祉課、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

（イ）在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握しておく。

（ウ）所在把握には、自治会等従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

（エ）県は、町から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、町への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 町は、本地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。
 - ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
 - ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

現在、避難行動要支援者名簿は、健康福祉課及び総務課に保管されており、災害時の所在確認をすることとなっている。

町は、本庁舎が被災した場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、震災による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、自治会、

自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、消防団、消防本部、勝浦警察署等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するよう努める。

また、転居や死亡等により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

2. 避難行動要支援者避難支援プランの策定 【総務課、健康福祉課】

(1) 全体計画の策定

町は、高齢者や障害者等の要支援者のうち、自力での避難が困難な者の避難活動を支援するために、取組指針に基づき、「大多喜町避難支援プラン＜全体計画＞」を策定する。

全体計画において定める事項は、次のとおりである。

■ 全体計画において定める必須事項

項 目	内 容
避難支援等関係者となる者 (避難行動要支援者名簿を共有して避難支援にあたる者)	＜改正災対法 第49条の11（避難情報の利用及び提供）の2＞ 消防機関、区（区の役員、班長等の地域の支援者）、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲	＜改正災対法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）の1＞ ① 介護保険の要介護認定が3～5の者 ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者 ③ 75歳以上の一人暮らし高齢者 ④ 75歳以上のみで構成される世帯の高齢者 ⑤ 上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望する者（日中独居の高齢者や75歳未満の高齢者、日本語に不慣れな外国人等）
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	＜改正災対法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）の1＞ 大多喜町個人情報保護条例第8条1項第6号の規定に基づき、福祉部局が保有する情報や住民基本台帳等の行政内部情報を活用する。

項 目	内 容
名簿の更新に関する事項	＜改正災対法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）の1＞ 定期的（毎年度）に情報の内容を更新するとともに、転居や死亡等記載内容に変更が生じた場合にはその都度速やかに更新する。
名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置	＜改正災対法 第49条の12（名簿情報を提供する場合における配慮）＞ 町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。
要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮	＜改正災対法 第56条（市町村長の警報の伝達及び警告）の2＞ 町は、避難行動要支援者の状態やその特性、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車、緊急速報メール等、多様な情報伝達手段の確保を図る。
避難支援等関係者の安全確保	＜改正災対法 第50条（災害応急対策及びその実施責任）＞ 町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

（2）個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

（ア）作成に係る方針及び体制等

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、防災担当部署や福祉担当部署の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、町や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

（イ）個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

町は、庁舎が被災した場合を考慮し、県との連携等により個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

町は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等必要な配慮をする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努める。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3. 要配慮者全般への対応 【総務課、健康福祉課】

(1) 支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等自治会や町内会等の地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づける。

(2) 避難指示等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災

害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、地震災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

(4) 避難施設等の整備及び周知

ア 町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し、積極的な周知に努める。

イ 町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

ウ 町は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる次のような物資について、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

(ア) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品

(イ) ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等

エ 町は、手引きや関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報を充実し地震に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

(6) 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、町社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

(7) 在宅難病患者等への対応

町は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、平時から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(8) 広域避難者への対応

町は県と協議し、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受

けられるよう配慮する。

4. 社会福祉施設における防災対策 【特別養護老人ホーム、施設管理者】

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

施設管理者は、消防本部の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を策定しておく。

また、平時から施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入通所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に行う。

また、施設職員や入通所者等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入通所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

5. 外国人に対する対策 【企画課】

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置づけ、震災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

(1) 多言語による広報の充実

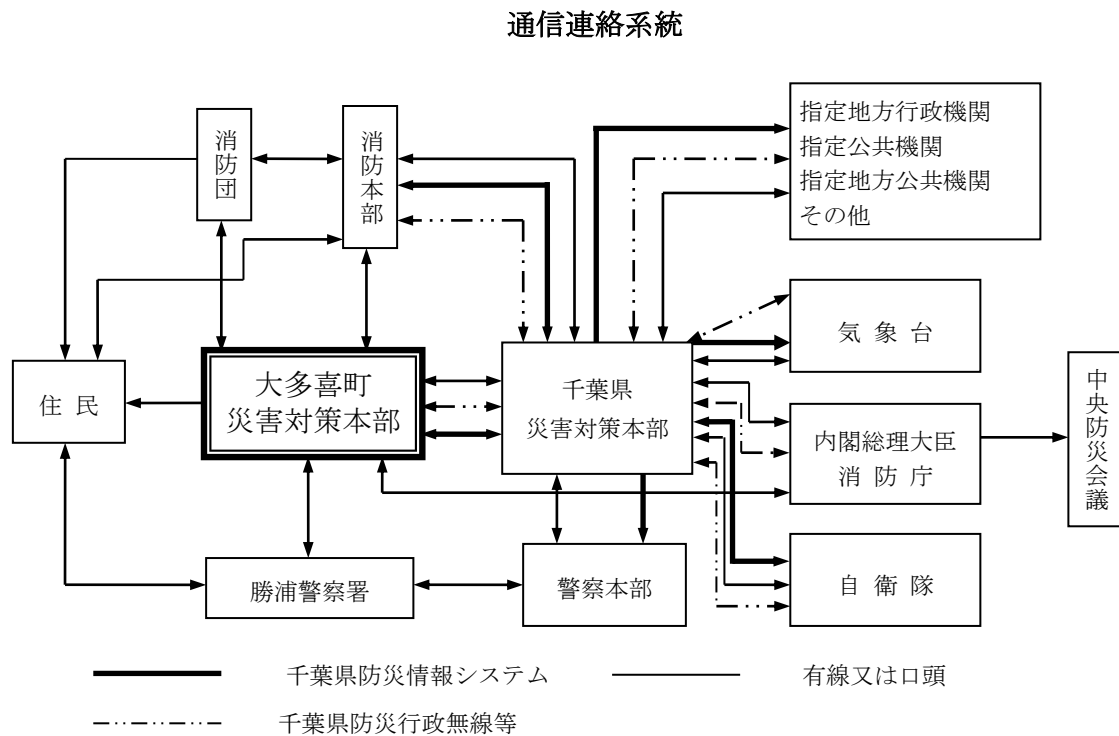
(2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

第7節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。



1. 町における災害通信施設の整備 【総務課】

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれがある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があるなど、堅固な場所への設置等を図る。

(1) 町防災行政無線網の整備

町は、町防災行政無線網を整備しているが、震災時における緊急の情報伝達手段を確保するため、定期的な保守点検を行い、施設の維持管理に努める。

また、震災時における多量の情報処理をより円滑にかつ迅速に行い、住民に情報が今まで以上に正確に伝達されるよう、今後も情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

(2) 有線通信施設

ア 有線通信手段

有線通信は、次のとおりとする。なお、震災時において、防災関係機関や民間等の協力機関に応援や協力要請を迅速かつ的確に行うための名簿を作成しておく。

(ア) 電話・ファクシミリ通信

(イ) 県防災情報システム

イ 災害時優先電話

一般有線電話の輻輳又は通話不能の場合は、災害時優先電話により通話を行う。

このため、既設の電話番号を東日本電信電話(株)に登録し、「災害時優先電話」の承認を得ておく。

なお、災害時優先電話番号は、次のとおりである。

■災害時優先電話

課 名	電話番号
総務課	0470-82-5191
建設課	0470-82-2934
宿直室	0470-82-5192
F A X	0470-82-4461

(3) 情報通信設備の耐震化

町又は防災関係機関の情報通信設備設置者は、その耐震化対策を充分に行い、震災時の機能確保に努める。

施設の耐震化対策は、次のとおりである。

ア 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等によるバックアップ化の推進

イ バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等による非常用電源の確保

ウ 通信設備全体の耐震化・免震化

(4) 職員の情報伝達手段の確立

震災時の職員の動員を図る手段は、電話及び防災行政無線による。

なお、電話回線に被害があった場合に備えて、本町周囲の通信環境の状況をみながら携帯端末等を活用した情報伝達手段の整備を今後検討していく。

また、電話で情報伝達が出来ない場合、防災行政無線（移動系）、アマチュア無線、使送等による伝達方法を定める。

2. 警察における災害通信網の整備

(1) 警察災害通信施設は、地震の発生に備え、又は地震発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、町長及び指定（地方）行政機関の長は、災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。

3. 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4. 東日本電信電話(株)における災害通信施設の整備

東日本電信電話(株)は、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、ポータブル衛星通信局(衛星系)等を配備している。

また、災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

5. (株)NTTドコモにおける災害通信施設の整備

(株)NTTドコモは、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6. KDDI(株)における災害通信施設等の整備

KDDI(株)は、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信施設の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

7. ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

ソフトバンク(株)は、震災時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

8. 非常通信体制の整備強化 【総務課】

町、県及び防災関係機関は、震災時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常(緊急)電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。

9. その他無線通信の活用・整備 【総務課、各関係機関】

(1) アマチュア無線の活用

町は、震災時におけるアマチュア無線活動を活用するため、あらかじめアマチュア無線局の開設者を把握し、震災時の協力依頼をするとともに、名簿の作成を行う。

(2) 民間の無線通信の活用

町は、県、町、その他防災関係機関等の無線が震災により使用が困難な場合を想定して、民間の無線を活用できるよう、平時から協力体制の整備に努め、震災時に必要に応じて、タクシー会社や運送業者等の民間業者の無線施設を活用できるよう、無線施設使用の協約の締結に努める。

■ 主な民間の無線施設

区 分	無線施設
東京電力パワーグリッド(株)	東京電力通信施設
タクシー会社	タクシー無線
運送業者	業務用無線

(3) その他無線通信の整備

町は、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、震災時における多様な情報連絡網の整備充実に努める。

第8節 備蓄・物流計画

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、震災時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、地震発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模震災時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1. 食料及び生活必需品等の供給体制の整備 【総務課】

(1) 備蓄意識の高揚

町は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方等、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・マスク・消毒液・段ボールベット・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(3) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

ア 県における物流体制

大規模震災時において、県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者等と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、町物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送する。

イ 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

2. 医薬品及び応急医療資機材等の整備 【健康福祉課】

（1）災害用医薬品等の確保体制の整備

町は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、（一社）夷隅医師会等と連携して供給の調整に努める。

（2）応急医療資機材の備蓄

大規模震災時の円滑な医療救護活動の実施を図るため、医療救護活動に必要な応急医療資機材を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）等に整備しており、町は県と連携し、平時から体制整備に努める。

第9節 防災施設の整備

地震から住民の生命や財産を守るためには、被災時にあっても町が適切な応急対策活動を行うための機能を維持することが重要である。このため町は、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点や避難所等の各種防災施設の整備を推進する。

1. 防災拠点の整備 【総務課】

町は、震災時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備並びに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

■防災拠点施設

種別	施設名称	所在地
防災拠点施設	大多喜町役場	大多喜町大多喜 93
代替施設	中央公民館	大多喜町大多喜 486-10
	上瀑ふれあいセンター	大多喜町下大多喜 100
	B & G 海洋センター	大多喜町大多喜 486-12
	農村コミュニティセンター	大多喜町三条 440-1
防災備蓄施設	大多喜町役場	大多喜町大多喜 93
	旧老川小学校	大多喜町小田代 524-1
	三育学院中学校(旧西中学校)	大多喜町中野 589
	西小学校	大多喜町松尾 277
	旧総元小学校	大多喜町大戸 433
	大多喜小学校	大多喜町大多喜 12
	B & G 海洋センター脇倉庫	大多喜町大多喜 486-12
	旧上瀑小学校	大多喜町下大多喜 100
	大多喜中学校	大多喜町船子 197
	農村コミュニティセンター	大多喜町三条 440-1
	味の研修館	大多喜町大戸 589
	大多喜高校	大多喜町大多喜 481

＜資料編 防災備蓄倉庫の状況＞

2. 避難施設の整備 【総務課、教育課、生涯学習課】

震災時における緊急の避難場所と一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、平時から住民等への周知徹底に努める。

町は、災対法、政令及び府令、取組指針、手引きにより避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震や火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定し、又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平時から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを平時から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定し、又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生

- 活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。
また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における通信機器、公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。
- (キ) 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む。)、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
また、灯油、エルピーガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。
- (ケ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (サ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に町教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ス) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (セ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
- (ソ) 町は、災害発生後に、避難所等において被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

＜資料編 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表＞

(3) 避難施設管理体制の整備

避難を実施するにあたっては、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため町は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・町・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。

(4) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう、平時から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

町は、災害時に的確に避難ができるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を行う。住民への周知は、次の方法を検討する。

ア 「広報おおたき」や町ホームページを使って定期的に避難所の位置を周知させる。

イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。

ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

エ 避難所位置を記載した防災マップを作成し、役場、公民館等で常時配布する。

3. ヘリコプター臨時離発着場等の確保 【総務課】

町は、道路・橋りょう等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進める。

また、災害の状況により、新たなヘリポートの必要性が生じた場合は、臨時ヘリポート設置基準に基づき開設する。

■指定臨時ヘリポート

離発着場名称	所在地		施設管理者	広 さ		最寄消防署から(m)	避難所との競合
	地名・地番	座 標		巾×長さ(m)	区 分		
多目的広場	大多喜 486-16	N:35, 16, 54 E:140, 14, 21	教育委員会	195×105	中	1,720	B & G 海洋センター

【臨時ヘリポート指定基準】

- ・75m×75m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
- ・施設周囲のうち、少なくとも1～2方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
- ・ヘリコプターの着陸に際しては、約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。

＜資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

4. 道の駅の防災機能強化 【建設課、農林課】

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努める。

第10節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや救助・救急活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議等における研究・検討を踏まえ、町は関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

1. 帰宅困難者等 【総務課】

(1) 帰宅困難者の定義

震災時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 事業所等への要請

町は、学校、事業所、大規模集客施設等震災時に交通が途絶した場合に、従業員、児童・生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

2. 一斉帰宅の抑制 【総務課】

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町は、広報紙、ホームページ、ポスター等様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、町は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、J-anpi、ツイッター、Facebook等のSNS、IP電話等、複数の安否確認手段について、平時から体験・活用を通じて、震災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校等関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において、従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用して主体的に提供していく。

(4) 企業、学校等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町は、企業・学校等関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知等の対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、料水、食料、毛布等の備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校等関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3. 帰宅困難者等の安全確保対策 【総務課】

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町は、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、町は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会等において大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校等関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4. 帰宅支援対策 【総務課】

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県及び町は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺市町村と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び町は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

5. 関係機関と連携した取組み 【総務課、各関係機関】

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

町は、千葉県内の市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体等関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議は、帰宅困難者等搬送マニュアル（作成）や顕在化する課題の共有、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整、情報交換を行っている。町は、こうした取組みを本町の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア 平時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する

イ 救助・救急活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供等を内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第11節 防災体制の整備

町は、大規模地震の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県、近隣市町村、防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保等体制整備に努める。

1. 防災体制の整備 【各課、各関係機関】

(1) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模地震に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

(2) 燃料の供給体制の整備

町は、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。

(3) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町は、避難所等における災害対応等について、男女共同参画の視点を踏まえた体制づくりに努める。

2. 市町村間の相互応援体制の整備 【総務課】

(1) 相互応援協定の締結

町内において地震災害が発生した際に適切な応急措置を行うため、大規模地震時の応援要請を想定し、災対法第67条及び消防組織法第39条の規定等に基づき、他市町村との応援協定の締結を図る。

【現在締結されている相互応援協定】

- ア 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
- イ 大多喜町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定
- ウ 品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定
- エ 災害発生時における大多喜町と郵便局の協力に関する協定 他

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

(2) 応援要請及び担当窓口

町長は、地震時の応援が迅速かつ円滑に行われるよう、次の事項を示し応援要請を行う。

- ア 被害の状況
- イ 応援の種類
- ウ 応援の具体的な内容及び必要量
- エ 応援を希望する期間

オ 応援場所及び応援場所への経路

カ その他必要な事項

応援要請及び受入担当窓口は、総務課とする。

(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

地震時に指定地方行政機関に対する職員派遣の要請が迅速かつ円滑に行えるように、応援要請手続、情報伝達方法等について整備を図り、併せて職員への周知を図る。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

地震時に関する応急対策等について積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

なお、公共的団体や公的団体等に対し防災に関する組織の充実を図るよう要請し、相互の連絡を緊密にすることによって災害時の協力体制が十分発揮できるようにする。

(5) 民間事業者及び民間団体との協力体制の確立

地震時に人員、応急資機材、救援物資等に関する協力活動を迅速かつ円滑に行えるよう、次のように民間事業者及び民間団体と協力体制を整える。

ア 地震時の応援協力協定を締結する必要がある団体等

- ・ 大多喜町商工会
- ・ いすみ農業協同組合

イ 各事業者及び団体に対し防災計画、防災マニュアル等の作成促進

ウ 協力要請の手続等所定事務の明確化

エ 担当窓口の明確化

企画課、建設課、商工観光課、農林課

3. 業務継続計画の策定 【総務課】

(1) 業務継続計画の策定

町は、震災時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、震災時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素（11項目）について定めておく。

ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(ア) 町長不在時の代行順位を定めておく。

(イ) 休日・夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく。

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく。

ウ 電気、水、食料等の確保

(ア) 災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく。

(イ) 非常時の電源確保について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努める。（停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する。）

(ウ) 職員のために必要な水、食料等の備蓄量を具体的に定めておく。

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(ア) 災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく。

オ 重要な行政データのバックアップ

(ア) 業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく。

カ 非常時優先業務の整理

(ア) 大規模地震時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく。

(イ) 非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく。

(ウ) 非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務等）を定めておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災、がけ崩れの発生、道路・橋りょうの損壊、生活関連施設の機能障害等、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと、災害応急対策に万全を期す。

1. 町の活動体制 【全課】

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、災対法、大多喜町災害対策本部条例及び大多喜町災害対策本部規程の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 町の震度観測点で震度4又は5弱の地震を記録したときは、総務課長及び各組織の長は、次の措置を講ずる。(自動配備)

(ア) 地震及び気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに副町長を経由して町長に報告する。

また、必要に応じ、町防災会議、県の機関その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

(ア) 町の震度観測点で震度5強以上を記録したとき(自動配備)。

(イ) 町域において災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の廃止

災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

ウ 設置又は廃止の通報又は発表

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちにその旨を県に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認めるものに通報する。

また、町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 隣接市町村長

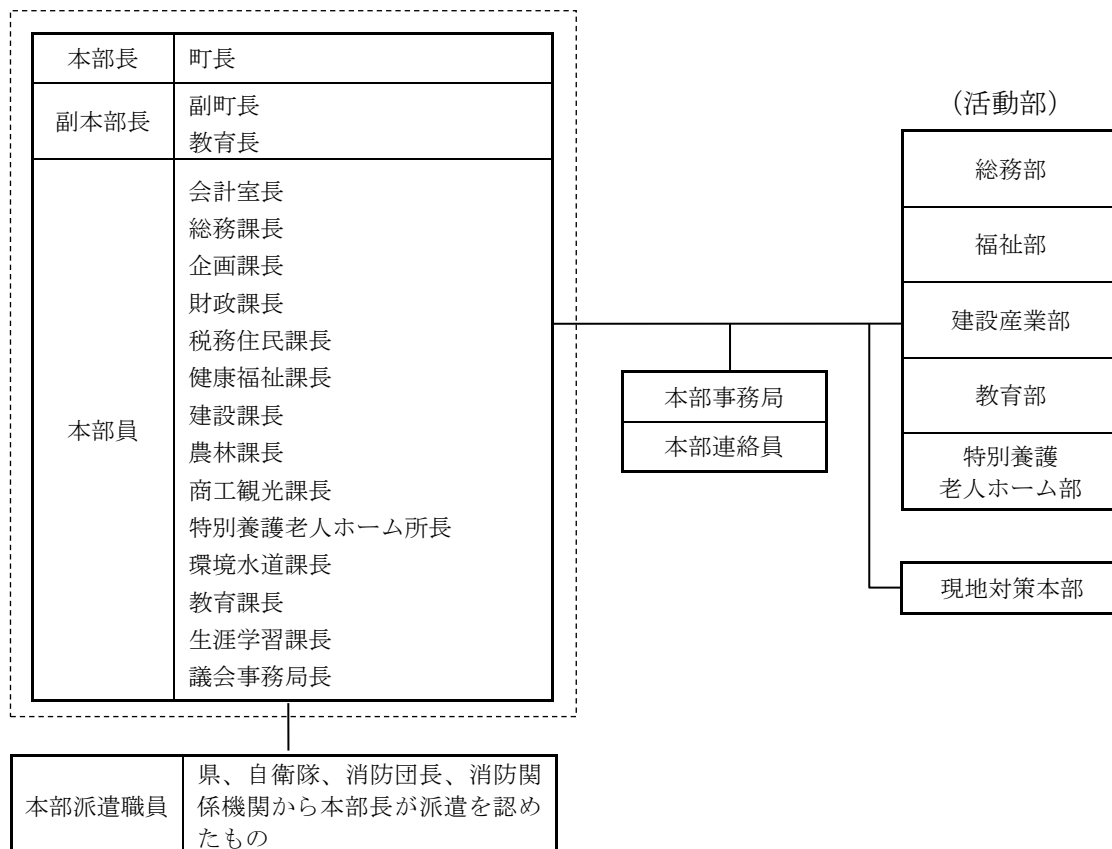
エ 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部の組織、編成及び事務分掌は、大多喜町災害対策本部条例及び大多喜町災害対策本部規程の定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

また、本部長は必要に応じて、災害対策本部に県、警察、消防、自衛隊等の関係者の派遣を求める。

■ 【災害対策本部の組織】

(大多喜町災害対策本部会議)



■【災害対策本部の事務分掌】

部	班	担当課等	業務分掌
総務部	総務班	総務課 会計室 議会事務局	(1) 配備体制の伝達に関する事。 (2) 職員の動員、動員数及び配置状況の取りまとめに関する事。 (3) 各部への命令、決定事項等の伝達に関する事。 (4) 各部との連絡調整に関する事。 (5) 気象情報の収集及び伝達に関する事。 (6) 災害時の町有車両の確保及び利用調整に関する事。 (7) 消防団の動員及び連絡に関する事。 (8) 県及び防災関係機関への被害状況報告及び総合連絡調整に関する事。 (9) 災害対策本部に関する事。 (10) 防災会議に関する事。 (11) 自衛隊出動要請及び連絡調整に関する事。 (12) 相互要請協定に基づく応援要請及び受入体制に関する事。 (13) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請に関する事。 (14) 災害対策に必要な現金の出納及び物品の出納に関する事。 (15) 義援金の保管に関する事。 (16) 被災世帯への災害見舞に関する事。 (17) 災害地視察の対応に関する事。 (18) 職員の安否の確認に関する事。 (19) 職員の服務及び公務災害補償に関する事。 (20) 避難指示等の広報連絡に関する事。 (21) 消防団の出動要請等緊急放送に関する事。 (22) 報道機関との連絡調整に関する事。 (23) 気象情報、災害情報等の広報に関する事。 (24) 災害記録に関する事。 (25) 部内の連絡調整に関する事。 (26) その他災害対策の連絡調整に関する事。 (27) 庁舎の管理等に関する事。 (28) 受援体制の全体調整に関する事。
	情報収集班	企画課 財政課	(1) 災害に関する各種通報の受理並びに被害情報の収集及び本部への報告に関する事。 (2) 復興計画に関する事。 (3) 災害対策及び応急復旧対策関係予算の編成及び執行に関する事。 (4) 災害応急対策用物資及び資材の購入に係る契約に関する事。 (5) 町有財産の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 (6) 交通機関の被害調査に関する事。 (7) 緊急避難時の避難住民の輸送計画に関する事。 (8) 所管施設の防災対策及び被害調査に関する事。
	被害調査班	税務住民課	(1) 避難誘導に関する事。 (2) 被災者及び家屋の被害調査に関する事。 (3) 被害調査担当職員への調査指示及び連絡に関する事。 (4) 被害調査の集計及び報告に関する事。 (5) 町税の減免及び徴収猶予に関する事。 (6) 被災住宅の危険度及び被災度判定に関する事。 (7) 被災者の相談に関する事。 (8) り災証明に関する事。 (9) 避難世帯及び避難住民の確認に関する事。 (10) 義援金及び災害援助物資の受領、配分計画及び配布に関する事。

部	班	担当課等	業務分掌
福祉部	福祉班	健康福祉課	(1) 医療及び防疫に関すること。 (2) 医療機関との連絡に関すること。 (3) 医師会に対する応援要請に関すること。 (4) 薬品等の確保に関すること。 (5) 救護所の設置に関すること。 (6) 災害救助法の適用に関すること。 (7) 避難住民等の健康管理に関すること。 (8) 乳幼児及び妊産婦の救護に関すること。 (9) 老人等災害時要援護者に関すること。 (10) 避難所での避難住民の相談受付及び関係部署への連絡に関すること。 (11) 災害救助物資(災害備蓄品)の調達及び配分に関すること。 (12) 被災者の医療救護に関すること。 (13) 町社会福祉協議会との連絡に関すること。 (14) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (15) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること。 (16) 被災者の保険医療救援に関すること。 (17) 災害ボランティアの受入れ及び配備に関すること。 (18) 災害弔慰金の支給に関すること。 (19) 災害援護資金等の融資に関すること。 (20) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 (21) 部内の連絡調整に関すること。
	環境水道班	環境水道課	(1) 被災地の環境整備に関すること。 (2) 清掃施設の点検及び復旧に関すること。 (3) 塵芥等の応急収集場所の確保に関すること。 (4) 避難所への応急トイレの設置に関すること。 (5) 遺体の埋葬に関すること。 (6) 遺体安置所の確保に関すること。 (7) 遺体の安置及び処置に関すること。 (8) 塵芥等の収集処理に関すること。 (9) 応急給水計画の策定に関すること。 (10) 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 (11) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (12) 飲料水の水質検査及び応急措置に関すること。 (13) 応急給水に関すること。 (14) 給水車及び給水資機材の調達並びに給水活動に関すること。 (15) 所管施設の防災対策及び応急復旧対策に関すること。
建設産業部	建設班	建設課	(1) 災害対策に必要な労務及び建設重機等の確保に関すること。 (2) 建設業組合等への応援要請に関すること。 (3) 道路通行止等の措置及び警察、消防署等関係機関への連絡に関すること。 (4) 緊急輸送路の確保に関すること。 (5) 公共土木施設の被害状況調査及び報告に関すること。 (6) 公共土木施設の点検及び復旧に関すること。 (7) 水防活動に関すること。 (8) 河川災害の予防対策に関すること。 (9) 災害復旧対策に係る土木建設工事に関すること。 (10) 用水路及び排水路の点検整備及び復旧に関すること。 (11) 公共土木施設の障害物の除去に関すること。

部	班	担当課等	業務分掌
建設産業部	建設班	建設課	(12) 道路被害の調査及び復旧に関する事。 (13) 災害復旧資材等運搬車両の確保に関する事。 (14) 救助物資及び防災対策用資機材の輸送に関する事。 (15) 指定避難所の設営計画、確保及び設置に関する事。 (16) 避難所施設管理者への連絡に関する事。 (17) 応急仮設住宅等の建設に関する事。 (18) 避難所への仮設テント等の設置に関する事。 (19) 自衛隊の宿泊施設等の確保に関する事。 (20) 被災家屋再建等の融資援助に関する事。 (21) 被災宅地危険度判定に関する事。 (22) 部内の連絡調整に関する事。
	農林班	農林課	(1) 農業施設の被害状況調査、報告及び復旧に関する事。 (2) 所管施設の利用者の避難誘導に関する事。 (3) 所管施設及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関する事。 (4) 応急食料米の確保及び配分に関する事。 (5) 農林水産省関東農政局千葉県拠点との連絡調整に関する事。 (6) 食料野菜の確保に関する事。 (7) 避難所(農村コミュニティーセンター)の設置及び管理に関する事。 (8) 農業施設等の復旧融資に関する事。 (9) ダム及びため池の防災管理に関する事。 (10) 農林災害復旧に関する事。 (11) 災害対策用資機材の置場及び応急避難土地等の公有地の確保に関する事。 (12) 災害対策用資機材の確保及び配分に関する事。 (13) 山地災害の調査、報告、復旧及び災害発生予防対策に関する事。
	商工観光班	商工観光課	(1) 所管施設の利用者の避難誘導に関する事。 (2) 所管施設及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関する事。 (3) 災害救助物資(食料、衣料、燃料等)の町内商店からの調達に関する事。 (4) 災害救助物資の供給協定締結に関する事。 (5) 町内企業の被害調査及び報告に関する事。 (6) 観光施設の被害調査、報告及び復旧に関する事。 (7) 自然公園の被害調査、報告及び復旧に関する事。 (8) 観光客の救助及び保護に関する事。
教育部	学校教育班	教育課	(1) 教育財産の被害調査、報告及び応急復旧に関する事。 (2) 避難所(学校施設)の設置及び管理に関する事。 (3) 応急校舎の建設に関する事。 (4) 児童・生徒の避難誘導に関する事。 (5) 児童・生徒の被災状況調査に関する事。 (6) 児童・生徒の登下校時の安全確保に関する事。 (7) 応急学校教材の整備及び学用品の供給に関する事。 (8) 被災児童及び生徒の救護に関する事。 (9) 児童・生徒の応急教育に関する事。 (10) 部内の連絡調整に関する事。

部	班	担当課等	業務分掌
教育部	給食班	教育課	(1) 避難者等被災者及び災害対策業務従事者の応急食料の調理及び供給に関すること。 (2) 調理材料等の調達に関すること。 (3) 避難所等への応急食料品(非常食)等の確保及び配給に関すること。 (4) 応急食料の輸送計画及び輸送に関すること。
	保育園班	教育課	(1) 保育園児の避難誘導及び救助に関すること。 (2) 保育施設の被害調査及び報告に関すること。 (3) 保育園児等の応急保育に関すること。 (4) 保育園児の登退園時の安全確保に関すること。 (5) 入園児童及び世帯の被災状況調査に関すること。 (6) 保育料の減免及び徴収猶予に関すること。 (7) 避難所(各保育園)の設置及び管理に関すること。
	社会教育班	生涯学習課	(1) 所管施設の利用者の避難誘導に関すること。 (2) 所管施設の利用者の被災状況の調査及び応急救護に関すること。 (3) 所管施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 所管施設の点検、整備及び復旧に関すること。 (5) 避難所(中央公民館、B&G 海洋センター)の設置及び管理に関すること。 (6) 文化財等の被害調査に関すること。
特別養護老人ホーム部	特別養護老人ホーム班	特別養護老人ホーム	(1) 入所者及び利用者の避難誘導に関すること。 (2) 入所者及び利用者の被災状況の調査、報告及び応急救護に関すること。 (3) 施設の防災対策、被害調査及び応急復旧に関すること。 (4) 入所者の保護救助に関すること。 (5) 入所者の食料等確保に関すること。

(ア) 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員を招集し、災害対策本部会議を開催し、次の事項の基本方針について決定する。また、本部長に事故あるときは、①副町長、②教育長の順により、その職務を代理する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b その他重要事項に関すること。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、総務課長をもって充てる。
- b 事務局次長は、本部員の中からあらかじめ本部長が指名する。
- c 本部事務局員及び本部連絡員は、各本部員が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 本部会議及び活動部の連絡方法

- a 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部員又は本部連絡員が各活動部に連絡する。
- b 各活動部で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各活動部が承知しておく必要がある事項は、各本部員又は本部連絡員を通じて、事務局長が本部長に報告する。

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として町庁舎第3会議室に設置する。

また、町庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、①中央公民館、②上瀑ふれあいセンター、③B & G海洋センター、④農村コミュニティセンターの順に設置する。

災害対策本部を設置した場合は、「大多喜町災害対策本部」の標識を掲示する。

カ 現地災害対策本部

(ア) 現地対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

なお、現地対策本部長及び現地対策本部員は、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者を充てる。

(イ) 現地対策本部の業務

現地災害対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- a 本部長の指示による応急対策に関する業務
- b 被害状況、復旧情報の情報分析
- c 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- d その他緊急を要する応急対策に関する業務

(3) 職員の配備

ア 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する本部設置前の配備は、災害の状況等により、次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置前の配備体制

配備の種類	配備基準	配備内容
第1配備	町において震度4の地震が発生したとき。 【自動配備】	活動部の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。
第2配備	1 町において震度5弱の地震が発生したとき。【自動配備】	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
	2 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。【自動配備】	

(イ) 災害対策本部設置前の自動配備確認方法

事務局（総務課）からの自動配備の確認は、原則として次の方法による。

- a 勤務時間内
防災行政無線、庁内放送、電話又は口頭により行う。
- b 勤務時間外
防災行政無線、電話等により行う。

イ 災害対策本部設置後の配備体制

地震災害に対処する本部設置後の配備は、地震災害の状況等により、次のとおりとする。

■災害対策本部設置後の配備体制

配備の種類	配備基準	配備内容
第3配備	1 町において震度5強の地震が発生したとき。 【自動配備】	情報、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
	2 地震により局地災害が発生した場合、災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	
	3 気象庁が東海地震予知情報を発表したとき。 【自動配備】	
第4配備	1 町において震度6弱の地震が発生したとき。 【自動配備】	第3配備体制を強化し、対処する体制とする。
	2 地震により大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。	
第5配備	1 町において震度6強以上の地震が発生したとき。 【自動配備】	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とする。
	2 町全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。	

■職員の動員基準（地震発生時）

部	班	災害対策本部設置前			災害対策本部設置後	
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備	第5配備
総務部	総務班	2人	1/3以上	2/3以上	全員	全員
	情報収集班		2人	1/2以上	2/3以上	全員
	被害調査班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
福祉部	福祉班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
	環境水道班	1人	2人の他施設の1人	1/2以上	2/3以上	全員
建設産業部	建設班	1人	1/3以上	2/3以上	全員	全員
	農林班	1人	各施設1人	1/2以上	2/3以上	全員
	商工観光班	1人	各施設1人	1/2以上	2/3以上	全員
教育部	学校教育班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
	給食班		1人	1/2以上	2/3以上	全員
	保育園班		各保育園1人	1/2以上	2/3以上	全員
	社会教育班		各施設1人	1/2以上	2/3以上	全員
特別養護老人ホーム部	特別養護老人ホーム班		1人	1/2以上	2/3以上	全員

注1 表中の配備人員は、災害の状況に応じて適宜動員配備調整する。

注2 配備体制は、宿日直職員以外の職員の動員数とする。

ウ 職員の動員

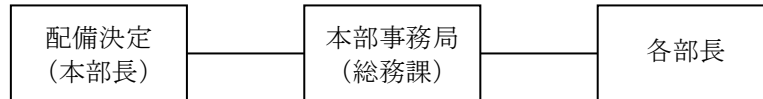
(ア) 動員体制の確立

部長及び班長は、各部・各班から選出する。

部長及び班長は、各部・各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により、具体的に定めておく。

(イ) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



エ 動員の伝達方法

事務局（総務課）からの職員の動員指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

防災行政無線、庁内放送、電話又は口頭により行う。

(イ) 勤務時間外

防災行政無線又は電話により行う。

オ 職員の非常登庁

震度5強以上の地震が発生した場合、職員は、あらかじめ定められた動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自主的に登庁する。

勤務時間外に大地震が発生し、上記エの(イ)による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ情報、周囲の状況から被害多大と判断される場合は、自主登庁する。

ただし、次のことを原則とする。

(ア) 家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。

(イ) 事情により指定部署に参集できない場合は、最寄りの町施設に参集し、本部の指示を受けること。

※ 登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

カ 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式により総務部長に報告するものとし、総務部長は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は、本部長が特に指示した場合を除き、1時間ごととする。

【報告事項】

- ・ 班名
- ・ 動員連絡済人員数
- ・ 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- ・ 登庁人員数
- ・ 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員

・その他（職員の被災状況）

（４）災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

（５）市町村間での応援体制

町は、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

2. 指定地方行政機関等の活動体制 【各関係機関】

（１）責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、学校、病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

（２）活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3. 町災害対策本部と県及び防災関係機関との連絡 【総務班】

町は、災害の状況に応じ、町災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

町は、県から派遣される情報連絡員との連携体制を整備する。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席するなどして、情報交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

4. 災害救助法の適用手続等 【福祉班】

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号の規定による。

本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
町内の住家が滅失※1した世帯の数	町 40世帯以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数 かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500世帯以上 かつ町 20世帯以上	第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数	県 12,000世帯以上	第1条第1項第3号
災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき※2	第1条第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき※3	知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある	第1条第1項第4号

※1 住家の滅失等の認定：住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

※2 については、知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

※3 次の基準に該当すること。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災対法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、町の区域を単位に行う。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害時において、県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある

る者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 町長は、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を行うことができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(エ) 医療及び助産

(オ) 被災者の救出

(カ) 被災した住宅の応急修理

(キ) 学用品の給与

(ク) 埋葬

(ケ) 死体の搜索及び処理

(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれたの土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 災害が発生するおそれがある場合の救助

(ア) 避難所の供与

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、土砂の堆積等により一時的に居住するこ

とができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位

(イ) 住家

現に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 本部長は、町内における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一による。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

＜資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）＞

＜資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＞

第2節 情報収集・伝達体制

地震の被害を最小限にとどめるためには、地震の情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが必要である。特に、避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関は緊密な連携のもと、地震災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

1. 通信体制 【総務班】

地震発生後、災害の状況や被害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するため、非常通信手段を確保する。

(1) 無線通信

ア 防災行政無線等

(ア) 県、消防庁との連絡

a 町は、千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により、県本部と直接情報連絡を行う。

b 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

(イ) 各班及び防災関係機関との連絡

町関連施設、災害現場等に出動している各部及び防災関係機関との連絡は、大多喜町防災行政無線による。

また、必要に応じて消防無線や警察無線により、関係機関との連絡を行う。

(2) 有線通信

ア 災害時優先電話

(ア) 連絡体制

町及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、地震災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

(イ) 連絡責任者

町及び防災関係機関は、地震災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

(ウ) 災害時優先電話の利用

地震災害時において、町が迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届出て、災害時有線電話としての承認を受けておく。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げる。

(3) その他の無線通信

ア 防災関係機関の通信

災害情報の伝達に際して、緊急通信の必要があるときは、次の無線設備を使用する。

また、震災時における救急措置の実施上緊急かつ特別な必要があるときにも、次の無線設備を使用することができる。

(ア) 警察通信設備

(イ) 消防通信設備

(ウ) 自衛隊通信設備

イ アマチュア無線の活用

(ア) アマチュア無線ボランティア等への協力依頼

町は、県が平成13年1月に、(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部と締結した災害時応援協定書の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

(イ) アマチュア無線ボランティアの活動内容

アマチュア無線の協力者は、町の指示に従い、主に次の活動を行う。

a 災害情報の収集

b 災害情報の報告

c 災害情報の伝達

(4) その他通信における留意事項

ア ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、町の出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

イ 通信の統制

地震災害時には、各種通信の混乱が予想される。このため、全ての携帯・可搬用無線機は、災害対策本部に一旦集結させる。

災害対策本部に集結した携帯・可搬用無線機の使用・搬出は、総務部長が指示する。

ウ 本部員による伝達

有線及び無線通信の利用が不可能な場合又は困難な場合は、徒歩、自転車、バイク等により、本部員によって伝達を行う。

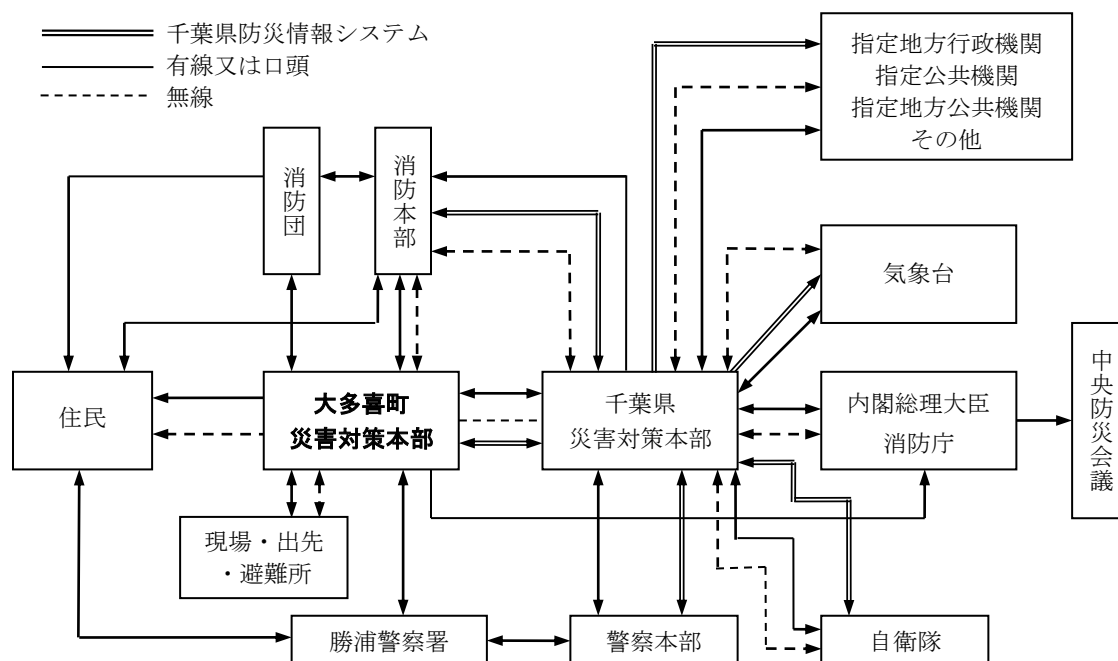
エ 放送機能の利用

総務班は、地震災害に関する通知、要請、伝達等の放送を、知事を通じて日本放送協会千葉放送局に要請することができる。

(5) 通信連絡系統

震災時の情報連絡の流れは、次の通信連絡系統図のとおりである。

■通信連絡系統図



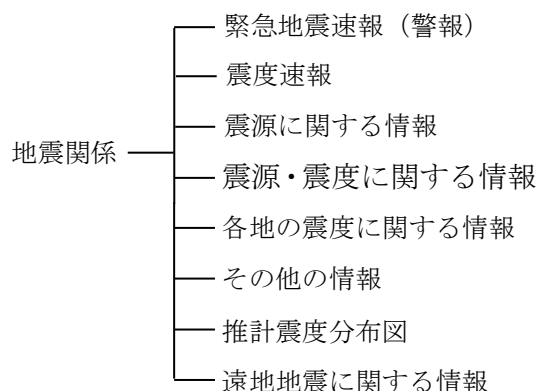
2. 地震情報の収集 【総務班】

総務班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

3. 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 【気象官署】

(1) 警報及び情報等の種類

地震に関する警報及び情報等は次のとおりである



(2) 情報等の発表

■地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報 (警報)	最大震度 5 弱以上を予想した時に、震度 4 以上を予想した地域に対して発表する。千葉県 の 地 域 名 は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県 の 地 域 名 は、北西部、北東部、南部で発表する。
震源に関する 情報	震度 3 以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に 関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に 関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度 分布図	震度 5 弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード 7.0 以上。 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

※ 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（11 ヶ所）、千葉市（4 ヶ所）、松戸市（1 ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和 3 年 4 月 1 日現在）。

4. 被害情報等の収集・報告 【情報収集班、消防本部、消防団】

地震災害が発生した場合は、必要に応じ、警察署、消防本部その他防災関係機関と緊密な連携を取り、被害情報を収集する。

(1) 被害情報の種類

災害発生後、直ちに収集する情報は、次のとおりである。

また、報告は、既定の報告様式で行う。

■収集すべき被害情報

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
町（情報収集班）	①各部からの情報を整理する ②県及び防災関係機関からの情報収集 ③町有財産の被害 ④商店、工場、危険物取扱施設その他土地等の物的被害 ⑤被災地の傷病者の状況 ⑥避難場所及び避難所施設の被害 ⑦ライフライン施設の被害 ⑧農作物、家畜等の被害 ⑨学校教育施設等の被害 ⑩児童・生徒に関する被害 ⑪園児に関する被害
各施設の管理者	①所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ②所管施設の物的被害及び機能被害
消防本部 消防団	①全ての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ②住宅の被害（物的被害） ③火災発生状況及び火災による物的被害 ④危険物取扱施設の物的被害 ⑤要救護情報及び医療活動情報 ⑥避難経路の被害状況 ⑦避難の必要の有無及びその状況 ⑧その他消防活動上必要ある項目
警察署	①被害状況、治安状況、救援活動状況及び警備活動状況 ②交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ③犯罪の予防活動の状況 ④避難者の状況 ⑤ライフラインの状況 ⑥その他活動上必要がある事項
その他防災関係機関	①町域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対してとった措置 ②震災に対して今後とるべき措置 ③その他生活上必要がある事項

<資料編 被害調査集計表>

<資料編 被害状況箇所別調査票>

<資料編 被害状況報告書>

(2) 被害情報等の伝達方法

災害時における情報等の伝達の通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるため、次の方法のうち実状に即した方法で行う。

■被害情報の伝達方法

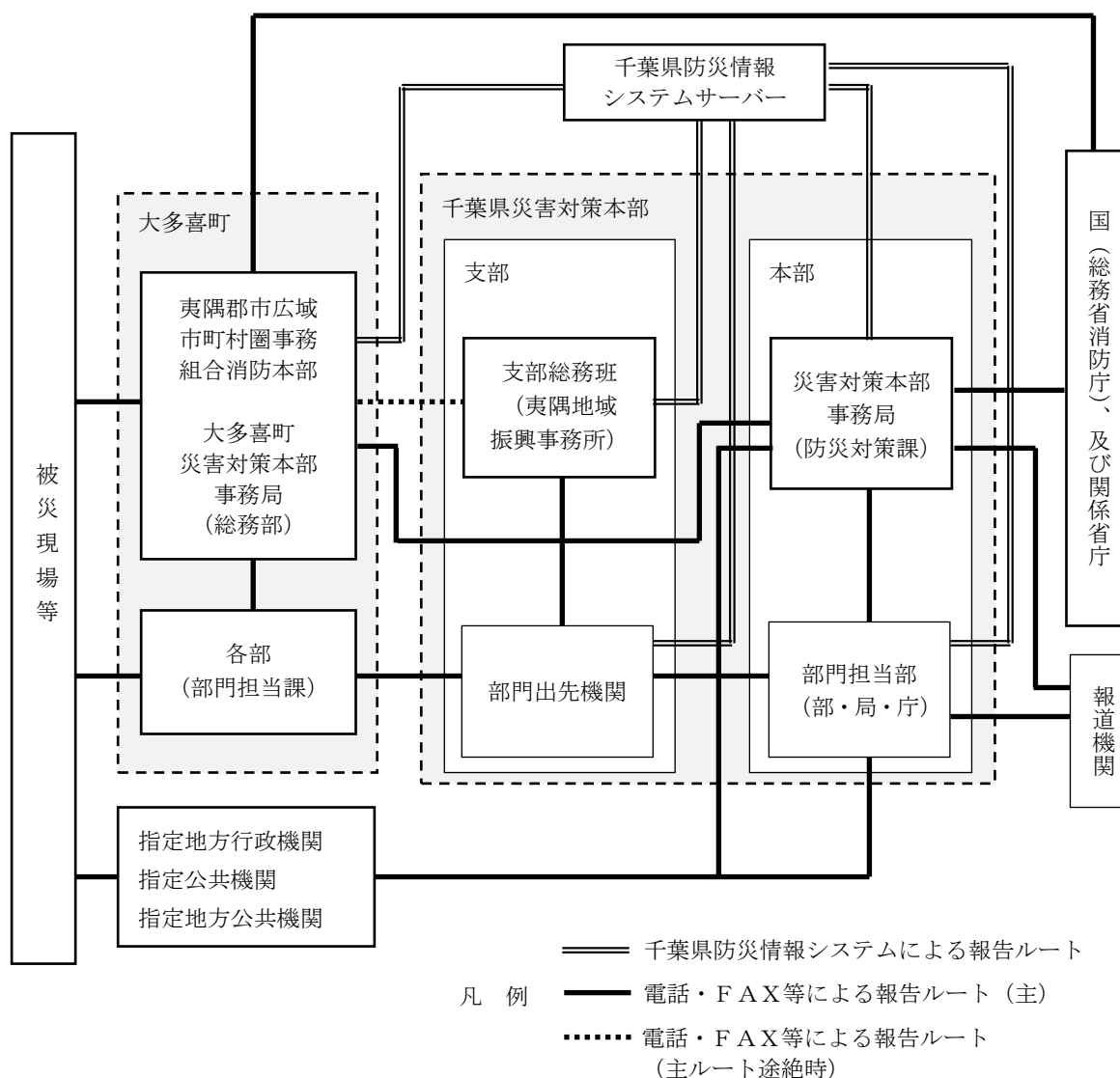
発信者 →相手	電話	防災行政無線	広報車	公共の放送	口頭	文書	インターネット
災害対策要員 →町	○	○					
町 →町出先機関	○	○					
町 →消防機関	○	○					
住民 →町	○				○		
町 →住民	○	○	○	○	○		○
町 →防災関係機関	○	○					
本部内 →本部内					○	○	

5. 県への被害情報の報告 【総務班】

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報等の収集報告系統



(2) 報告すべき事項

地震災害時において、県に報告すべき事項は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

(イ) 主な応急措置の実施状況

(ウ) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要事項

(3) 県へ報告すべき被害の状況

県本部事務局（防災対策課）及び夷隅地域振興事務所への報告の種別、時期及び方法は、以下のとおりである。

■ 県への報告一覧

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (被害概況速報)	覚知後、直ちに報告。 以後詳細が判明の都度報告	・ 人的被害及び住家被害を重点に報告 ・ 現況を把握次第直ちに報告 ・ 迅速性を第1に報告のこと ・ 部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記すること ・ 応急対策の実施のつど必要と認める事項を報告すること
経過 (被害概況報告 及び応急措置 状況報告)	本部長より指示があった事項及びその他必要とする情報を随時報告 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合	・ 災害概況速報として報告した情報を含め、確認された事項を報告 ・ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し報告 ・ 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告
確定 (災害総括報告等)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合(県への報告は応急対策終了後10日以内)	・ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認すること

(4) 情報収集・報告

町の区域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により、県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（令和3年5月20日改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

(5) 情報収集報告にあたって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて、直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ リ災世帯、リ災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(6) 報告責任者の選任

町は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

区 分	所 掌 事 務	町担当者
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	消防防災係長

(7) 千葉県危機管理情報共有要綱

被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」により行う。

(8) 国及び県への連絡方法

■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
千葉県（防災対策課） ①県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

総務省消防庁（宿直室） ①消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ②一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
千葉県（県防災行政無線統制室） ①県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ②一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

6. 災害時の広報 【総務班】

町は、流言飛語等による社会混乱を防止し、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、防災関係機関と相互に協力し正確な情報の迅速な提供に努める。

(1) 実施機関

広報活動は、本部長の決定に基づき、総務班が行う。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木施設等の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を活用した広報

(イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

(ウ) 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

(エ) インターネット（町ホームページ）、メールを活用した広報

イ 報道機関への発表

町は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。

なお、報道への窓口は、総務班が一括して行う。

(ア) 発表内容

a 災害の種別及び発生日時

b 被害発生場所及び発生日時

c 被害状況

d 応急対策の状況

- e 住民に対する避難勧告等指示の状況
- f 住民並びに被害者に対する協力及び注意事項
- g その他本部長が必要と認める情報

(イ) 発表者

発表は、原則として本部長が実施する。ただし、必要に応じて、各部において発表する場合は、あらかじめ総務部長に発表内容、発表場所等について了承を得るものとし、発表後、速やかにその内容について総務部長に報告する。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関の発表

指定公共機関又は指定地方公共機関が情報を報道機関に発表する場合は、原則として総務部長と協議の上実施する。

ただし、緊急を要する場合には、発表後、速やかにその内容について総務部長に報告する。

(エ) 発表情報の送付

総務部長は、報道機関に発表した内容を災害対策本部各部のうち、必要と認められる部及び関係機関に送付する。

ウ 放送機関への放送要請

町長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

なお、要請に当たっては、原則として県を経由して行う。

■放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

<資料編 協定・覚書等一覧表>

(4) デマ等への対策

町は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をとる。

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体、安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

1. 計画方針 【総務班】

地震災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、取組指針、手引きに基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2. 実施機関 【総務班】

(1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携をとり実施する。

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	避難指示を行う要件	根拠法令
町 長	火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行う。	災対法第60条第1項
知 事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき立退きの避難指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。	災対法第60条
警察官	地震に伴う災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。	災対法第61条
	住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	自衛隊法第94条
県知事の命を受けた県職員、水防管理者	地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条

(2) 避難所の設置

震災により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3. 避難の指示等 【総務班】

(1) 避難の指示等

町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、直ちに立退きの指示等を行い、速やかに知事へ報告する。

総務部は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

なお、避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町を中心として、相互に連携をとり実施する。

(2) 避難の指示等の内容

町等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

総務部は、避難の措置を実施したときは、報道機関の協力を得るほか、次の方法等により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努める。

(ア) 町防災行政無線

(イ) 町ホームページ

(ウ) 広報車

(エ) 報道機関

イ 県に対する報告

総務部は、避難指示等の発令又は解除を行ったときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び夷隅地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長が避難の措置を行った場合、又は警察官等から避難指示等を発令した旨の通報を受けた時は、総務部は関係機関に通報する。

4. 警戒区域の設定 【総務班、勝浦警察署、消防本部、自衛隊、県】

本部長は、町内に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあると認められ、住民の避難が必要な場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

警戒区域設定を行った者は、避難指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。警戒区域を設定する権限のあるものは、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第 63 条
知事	○災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災対法第 73 条
消防長 消防署長	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命、又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 23 条の 2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ○消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員、若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第 23 条の 2
消防吏員又は 消防団員	○火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	○水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ○町長若しくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第 63 条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ○消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第 28 条
	○水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第 21 条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災対法第 63 条

5. 避難誘導等 【被害調査班、学校教育班、保育園班、社会教育班、商工観光班、消防本部、消防団】

(1) 避難の誘導

ア 危険地域における避難誘導

本部長が避難指示等を発令した場合の避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、町職員（被害調査班）等が行うが、誘導にあつては極力安全と統制を図る。

なお、自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求める。

イ 学校等における避難誘導

学校、保育所、社会福祉施設等については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。

(2) 住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

ア 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難すること。

ウ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携帯すること。

エ 本人の住所、氏名、年齢及び血液型等が分かるものを所持すること。

オ 事業所等においては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を行うこと。

(3) 避難誘導の方法

本部長は、収集された被害状況の情報をもとに、本部長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

ア 避難経路

避難経路の選定にあたっては、災害の規模、道路や橋りょうの状況、落下物、危険物の状況、火災の延焼拡大の経路等を考慮して、パニックの起こらない、最も安全と思われる経路を選定する。

イ 自主防災組織等による誘導

消防団、自主防災組織、区長等は、地域住民の避難を促し避難の誘導を図る。

ウ 避難行動要支援者の優先・安全確保

避難にあたっては、住民に対し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣相互の助け合いによる全員の安全避難を図るよう努める。

エ 避難の単位

避難誘導は、できるだけ自主防災組織、区長会等の単位の集団避難を行う。

(4) 避難行動に関する周知

町は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 避難行動要支援者の避難誘導

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、行政区へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(6) 町内への通勤・通学者に対する避難対策

ア 町内への通勤者・通学者

事業所内において災害等にあった場合は、その事業所の避難マニュアル等にしがって対応する。

また、学校教育施設において災害にあった場合は、その教育施設の避難マニュアル等で対応する。

イ 観光客その他

商工観光班は、消防団等と連携をとり、通勤・通学等の理由以外の来訪者（観光客等）に対する避難誘導を行う。

また、自動車等を使って移動中の者についても、消防団、警察等と連携をとり避難誘導を行う。

(7) 広域避難

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の移動が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努める。

6. 避難所の開設・運営 【福祉班、建設班、学校教育班、保育園班、社会教育班】

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受け入れ保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策、性暴力・DVの発生防止等についても適切に対応するよう努める。

(1) 避難所の開設

- ア 町は、避難所の開設に当たり、施設が安全に使用することが可能かどうかを福祉班の職員、避難所直行職員や施設管理者が担当となり、安全確認チェックシートを用いて施設の安全確認を目視により実施する。
- イ 避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・土砂災害）には、特に注意が必要である。
- ウ 町は、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- エ 学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

■避難所開設にあたっての基本的事項

項 目	内 容
避難者	・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 ・ ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者 ・ 避難指示等の発令により緊急避難の必要のある者 ・ 交通機関等が被害を受け一時的に帰宅困難となった者 等
設置場所	・ 避難所としてあらかじめ指定している施設 ・ 教育施設については、原則として体育館を使用し、必要に応じて教室を使用
収容地区	・ 避難所の地区割り当ては、原則として避難所の対象地に従って割り当てる。 ・ 災害の状況、被災者の収容状況等により避難所の統合等を実施する。
県及び防災関係機関への報告	避難所を開設した際は、次の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。 ・ 開設した場所 ・ 開設した日時 ・ 入所した人員 ・ その他必要と思われる事項

項 目	内 容
その他	・避難所が不足する等、本町限りで収容不可能な場合は、近隣の市町村その他の関係機関に対して、協力を要請する。 ・各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

(2) 避難所の運営

町は、「指定避難所開設・運営マニュアル」を策定しており、災害時には、本マニュアルに基づき、地域住民及びボランティアと協力して円滑な避難所運営を行う。

また、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」（令和2年4月、千葉県教育庁）によって行う。

ア 職員の配置

避難所の開設に伴い、福祉班を中心とした職員を配置し、責任者を指定する。

福祉部長は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指定する。

避難所に配置された職員は、災害対策本部の指示に基づき、施設の管理者及び自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理及び運営を行う。

イ 避難所職員の任務

(ア) 避難所の開設

(イ) 避難者の受付け及び人員把握

(ウ) 避難者の組織編成

避難者を行政区（自主防災組織）ごとに適当な人員によって班を編成し、班長を決める。
班長には各行政区の役員又は自主防災組織の役員をあてる。

(エ) 情報伝達

避難者に対して、直接又は班長を通じて伝達する。

ウ 避難所運営委員会の設置

避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、地域住民、ボランティア団体等からなる避難所運営委員会を設置し、町や施設関係者は後方支援的に協力する。

エ 女性への配慮

避難所の運営にあたっては、男女双方の要望や意見を反映するため、可能な限り女性も避難所運営委員会の役員に選出するよう努める。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性専用スペースの確保、女性相談窓口や女性専用の物資配付等運営上の配慮等が必要である。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。

オ 食料、生活必需品等の請求、受領及び配布

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食料、生活必需品その他の物資の必要数に

について取りまとめ、災害対策本部へ要請する。到着した食料や物資は、物資受払簿に記入の上、各居住区域に配給を行う。

カ 被災者の健康状態の把握

町は、発災直後で避難所に救護所が未設置の場合等は、避難所内に医務室を設置する。

また、福祉班は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

キ 避難所外避難者への配慮

町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

ク 家庭動物への配慮

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同で生活するため、居室への家庭動物の持込は禁止する。（伴侶動物（盲導犬等）は除く。）避難所に同行した家庭動物については、避難所敷地内に設けられた飼育スペースにて飼育するものとし、家庭動物の飼育は飼い主が全責任をもって行う。

ケ 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。

主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策等、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

コ 感染症対策

町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、次のような感染症対策等必要な措置を講ずる。

さらに、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部署は、防災担当部署に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

■避難所内での感染症対策

- 1 時間に 1 回換気を行う。気温が低い状態や悪天候でなければ基本的には窓は開けたままでよい。
- 避難者の健康状態を毎日確認する。（「避難者健康チェックシート」で確認）
- 避難者には、トイレに行った後や食事の前に、（抗菌剤入り液体）せっけんとう流水による手洗いをさせる。
- 食中毒防止のため、避難者が持ち込んだ食べ物を他の避難者に食べさせない。
また、避難所で避難者に配付された食事の食べ残しは廃棄させる。
- 就寝の際には2m離し、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にする。
- 避難所掲示用「報告すべき症状」ポスターを避難所内に掲示する。
- 居住スペースは、土足厳禁とする。

■感染症の兆候のある避難者が発生した場合の対応

- 感染者を別室へ移動させる。
- 別室は扉を閉め、感染者以外の立ち入りをさせない。
- 災害対策本部へ報告する。
- 感染者用のトイレを指定する。

サ 避難所設置・維持の適否の検討

町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

シ 性暴力等事案への対応

町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次の事項に留意し、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

- （ア）女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
- （イ）トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- （ウ）設置場所までが暗い場合は、照明を増設する。
- （エ）性暴力・DVについての注意喚起のため、ポスターを掲載する。

ス 家庭動物の飼育スペースの確保

町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

（3）避難者の他地区への移送

ア 避難者を他地区へ移送する場合

本部長は、避難者を避難所に収容できない場合は、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町村へ移送する。

移送にあたっては、町の車両又は民間の車両（バス等）を借り上げて行うが、必要に応じ、防災関係機関へ応援を要請する。

イ 他地区の避難管理者

他地区に避難所を開設する場合は、福祉班の職員又は本部長が指名した職員を派遣する。

ウ 他地区からの受入れ

本部長は、県知事から他地区避難者を受け入れるために避難所の開設を指示された場合は、直ちに避難所の選定を行い、受入態勢を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

7. 安否情報の提供 【総務班】

町は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう、個人情報の管理の徹底に努める。

第4節 要配慮者の安全確保対策

地震時には、建物の倒壊、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定した「大多喜町避難支援プラン＜全体計画＞」等に基づき、地震時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1. 避難誘導等 【福祉班】

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 児童・生徒
- カ 女性
- キ 男性

(3) 緊急入所等

福祉班は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2. 避難所の開設、要配慮者への対応 【福祉班】

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、本章第3節「地震・火災避難計画」による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めるほか、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、次の3点があげられる。

ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

ア 外国人の避難誘導

外国語に堪能な職員や(学)三育学院、大多喜町国際交流協会等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導及び外国人被災者を対象とした窓口を開設する。

イ 安否確認・救護活動

福祉班は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

ウ 情報提供

外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

3. 福祉避難所の設置 【福祉班】

要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

福祉避難所の設置は、町長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、福祉班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4. 避難所から福祉避難所への移送 【福祉班】

福祉班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5. 被災した要配慮者等の生活の確保 【福祉班】

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、福祉班は、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者の生活の確保として、福祉班及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6. 社会福祉施設入所者等への支援 【福祉班、特別養護老人ホーム班】

震災時における入所者の安全は、各施設において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- ア 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導を行う。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、福祉班を中心に職員を派遣する。

(2) 搬送及び受入先の確保

- ア 施設管理者は、震災により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ア 施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し、供給する。
また、不足が生じたときは、町に対して応援を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

- ア 施設管理者は、介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- イ 町は、施設管理者の要請に基づき、福祉班により介護職員の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

福祉班を中心に近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力による巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

(6) ライフライン優先復旧

電気、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

第5節 消防・救助・救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために全力を尽くす。

また、地震災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は関係機関と緊密に連携をとりながら、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1. 消防活動 【総務班、消防本部、消防団】

消防活動は、次に掲げる事項に基づき、全消防力をもって行う。

(1) 情報収集・伝達

総務班は、消防本部からの通報、かけ込み通報、消防団員、住民防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

(2) 消防関係機関の活動原則

ア 常備消防

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(ウ) 救助・救急

要救助者の救助・救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

ウ 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を必要と判断した場合は、町長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速に応援部隊の派遣を要請する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

エ 国に対する応援要請

地震による同時火災等が発生し、県内の現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊をはじめとする他都道府県の消防機関の派遣を要請し、その応援を得て、消防の任務を遂行する。

2. 救助・救急 【消防本部、消防団】

(1) 活動体制

消防本部、消防団及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、(一社)夷隅医師会、日赤県支部、日赤大多喜町分区、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等引き継ぐなど、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関において、それぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3. 水防活動 【建設班、消防本部、消防団】

地震水害等の発生に対する水防上必要な事項は、第3編第3章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めがない場合は、本防災計画の他の規定に準ずる。

4. 危険物等の対策 【消防本部】

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を講ずる。

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消 防 本 部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により、危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

■機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、勝浦警察署又は消防本部に対しての連絡通報
県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童・生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

■機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
県警察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し、応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

5. 医療救護 【福祉班、消防本部】

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 地震災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 震災時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、平時より準備に努める。
また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町の体制

- (ア) 震災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、震災時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 震災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

(エ) 前記(ア)、(イ)、(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

(2) 情報の収集及び提供

町は、次の状況について情報の収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び医療救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資機材の需給状況
- オ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(3) 医療救護活動の対象者及び医療救護活動の実施者

ア 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

イ 医療救護活動の実施者

- (ア) 医療救護は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。
- (イ) 町の医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) アにより町長が行う場合は、福祉班及び(一社)夷隅医師会長と締結した協定に基づき、(一社)夷隅医師会が組織する救護班により実施する。

(4) 傷病者等の搬送

町は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。傷病者等の搬送は、原則として担架及び救急車両とする。

なお、必要に応じてヘリコプターを利用する。

(5) 救護班等出動の要請

- ア 本部長は、必要に応じて、(一社)夷隅医師会長、(一社)夷隅郡市歯科医師会長、大多喜町赤十字奉仕団委員長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じ、関係機関での協議の上、統一

を図る。

(6) 救護班等の業務内容

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 軽傷患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(7) 救護所の設置

救護所は町又は県が設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。
なお、救護所は必要に応じて適切な場所に設置する。

(8) 町内医療機関の状況

町内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

＜資料編 町内医療機関一覧表＞

(9) 県内他市町村への応援要請及び支援の受入れ

ア 応援要請

町長は、町内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内他市町村への救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入等を要請する。

イ 支援の受入れ

(ア) 町は、協定等に基づく他市町村からの支援や医療ボランティアの協力申し出があった場合は、地域の状況等を勘案し、その受入れを行う。

(イ) 福祉部長は、前記の派遣を受けた場合は、その業務を統括する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

(10) 後方支援活動

町内の医療施設で対応できない場合は、後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。

福祉班は、病院が被災した場合、被災病院の要請に基づき、入院患者や被災による重傷者を転院できるように手配をする。

＜資料編 県が確保する災害拠点病院一覧表＞

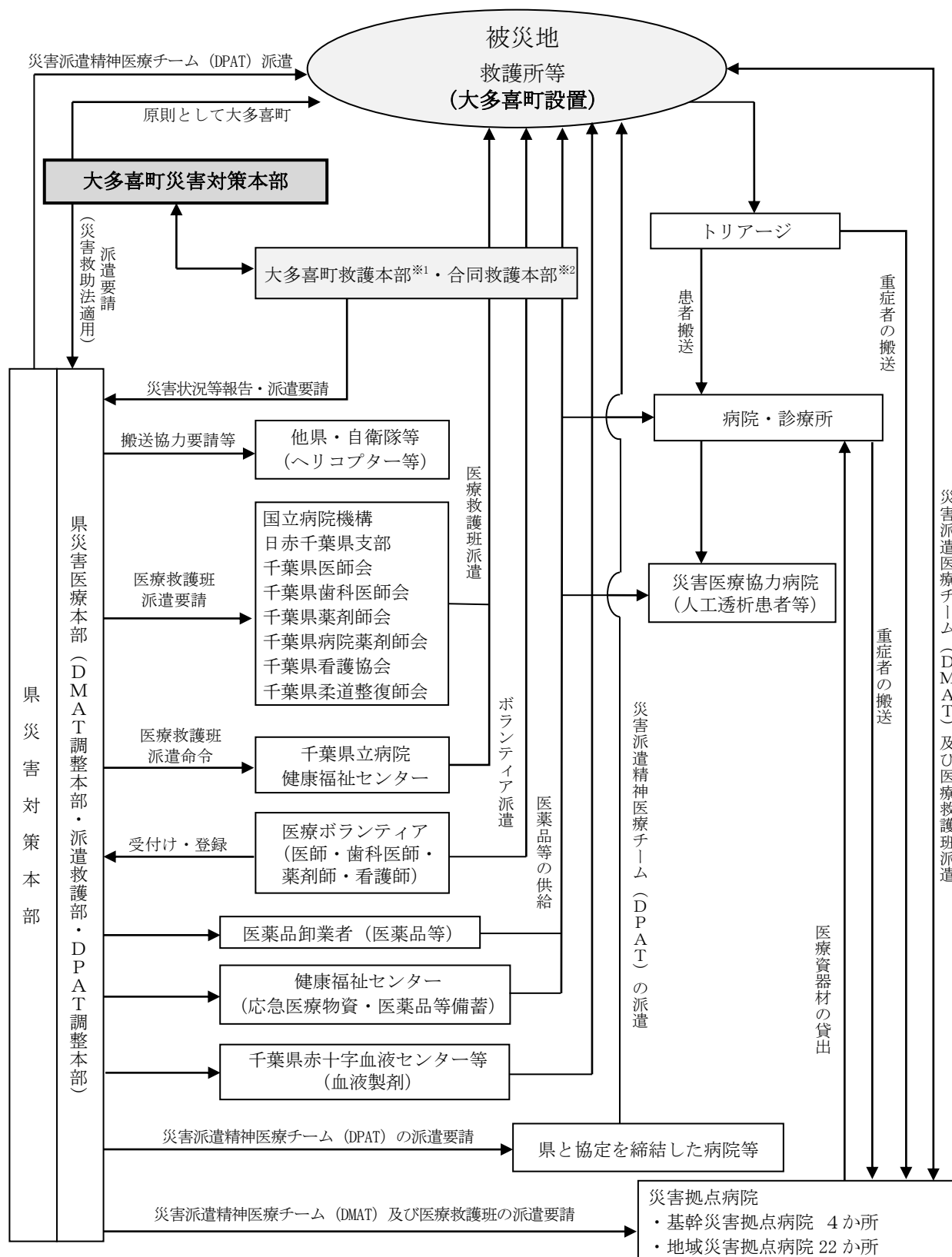
(11) 医薬品、資機材等の確保

本部長の要請により出動した医師会救護班が使用する医薬品、医療資機材等については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、町内の薬局等から調達する。

町内の薬局等においても調達が困難な場合は、合同救護本部を通じて、県災害医療本部に供給を要請する。

＜資料編 町内薬局薬店一覧表＞

医療救護活動の体系図



※1 大多喜町で設置する救護本部

※2 夷隅保健所 (夷隅健康福祉センター) 所管区域単位で設置する合同救護本部

第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

震災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため、住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、震災時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1. 災害警備計画 【勝浦警察署】

(1) 基本方針

警察は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び勝浦警察署は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2. 交通規制計画 【勝浦警察署】

大震災が発生した場合、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

- ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど、必要があると認めるときは、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。
- ウ 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど、必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

- ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第 6 条又は第 75 条の 3 の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災対法第 76 条の 3）

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災対法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3. 交通規制の指針 【勝浦警察署】

(1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(3) 前記2（1）イの緊急交通路の確保は、国道その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災対法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

4. 緊急輸送道路 【建設班、農林班】

(1) 緊急輸送道路等

町域において、交通規制の対象となる県の緊急輸送道路は次のとおりである。

建設班は、町内の緊急輸送路として「災害時連絡道路」の確保を行う。

【千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）】

- ・一般国道 297号
- ・一般国道 465号

【災害時連絡道路】

- ・主要地方道 大多喜君津線
- ・主要地方道 茂原大多喜線
- ・主要地方道 市原天津小湊線
- ・一般県道 大多喜一宮線
- ・一般県道 大多喜里見線
- ・一般県道 勝浦上野大多喜線
- ・一般県道 小田代勝浦線
- ・一般県道 大多喜停車場線

- ・農道 川畑平沢線
- ・農道 平沢田代線
- ・その他避難所に通ずる道路

(2) 被害状況の把握

建設班及び農林班は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握し、緊急輸送道路にあっては、災害対策本部会議にその状況を報告するとともに、夷隅土木事務所及び夷隅郡市広域消防本部、勝浦警察署大多喜幹部交番に速やかに調査結果を報告する。

(3) 緊急輸送道路の障害物除去の実施

緊急輸送道路の障害物除去は、施設管理者が作業にあたるが、町の災害対策実施上必要な場合は、施設管理者にその旨を通知した上で、建設業組合等の協力を得て、建設班が実施する。

また、除去作業を行う際には、警察、消防機関及び占有工作物管理者の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援を要請する。

＜資料編 建設関係業者等一覧表＞

5. 緊急輸送の実施 【総務班】

(1) 車両等の調達

ア 総務班は、災害対策にあたり、町有車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

イ 町有車両に不足が生じる場合は、民間業者、私有自動車の借り上げ等から車両を調達する。また、必要に応じて、県に対し車両のあっせんや調達を要請する。

ウ 借り上げに要する費用は、町が当該運送業者等との団体又は当該業者等と協議して定める。

エ 総務班は、調達可能なガソリンスタンドの状況を把握し、町有車両、借り上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。

(2) 車両等の配車

震災時における各部の所掌事務が、効率的に行われるように総務班において、調達車両の配分及び震災規模に応じた車両の運用に努める。

また、震災時における各部に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

ア 配車基準

町有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を立て、輸送力の確保に万全を期する。

イ 配車手続

各班長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、総務班に請求する。

(ア) 車両及び積載量（トン数）

(イ) 台数

(ウ) 日時及び引渡し場所

ウ 運転日誌

車両運行者は、配車車両の運行記録、燃料の受払いについて記録し、総務班に報告する。

(3) 緊急輸送の実施

ア 範囲

町、県その他防災関係機関が行う緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 被災者に支給する生活必需品、救急、防疫資機材等
- (イ) 医療又は助産のための救護員
- (ウ) 食料、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等
- (エ) 被災者の救出及び救護のため必要な要員
- (オ) その他本部長が必要と認めたとき

イ 物資の輸送

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する部に配車された車両で行う。

ウ ヘリポートの確保

車両による輸送が困難な場合があるため、町はヘリポートを確保する。

＜資料編 町有車両一覧表＞

＜資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

6. 緊急通行車両の確認等 【総務部】

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。
- ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。
また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届け出に関する手続きは、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災対法第50条第1項に規定する災害対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記（1）イの標章及び確認証明書を交付する。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

＜資料編 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等＞

7. 交通情報の収集及び提供 【情報収集班、勝浦警察署】

情報収集班は、勝浦警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8. 震災発生時における運転手のとるべき措置 【総務班】

震災発生時における運転手のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転手は、次の行動をとること。

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

ウ やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

ア 車両を道路外の場所に置くこと。

イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。

ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

9. 道路管理者の通行の禁止又は制限 【建設班】

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

10. 道路啓開 【建設班】

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に(一社)千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講ずる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災対法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

第7節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行う。

なお、県からの救援物資の供給支援は、町からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や町の行政機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援等の積極的な支援も視野に入れた活動体制をとる。

また、町は、大規模災害時において、「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

1. 応急給水 【環境水道班】

震災により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。
- イ 町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- ウ 県、南房総広域水道企業団等は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。
- エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

(2) 町の給水体制

水道管が被災した場合、およそ3日間の給水が可能となるようにする。

また、取水、導水、浄水、送水管の復旧を最優先とし、次いで配水管の復旧を図る。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、次の方法により行う。なお、この場合における飲料水の水源は、町水道浄水とする。

- ア 配水池及び浄水場による給水
- イ 給水車（車両積載用タンク）による機動給水
- ウ 消火栓の利用による給水
- エ 仮配管による給水

(4) 給水基準

ア 供給量

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※各家庭において風呂の残り湯等、20から30リットルの水を常備するよう奨励する。

イ 優先給水

給水は、医療施設、社会福祉施設等を優先的に行う。

(5) 給水所の設置場所及びその周知

ア 給水所

飲料水の給水場所は、町役場及び現地対策本部とする。ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難場所での供給を行う。

一般家事用水は、自ら容器を持参し、給水拠点に向いて給水を受ける。

イ 給水所広報

給水所の設置場所には、「給水所」と大きく書いた看板等の掲示物を表示する。

(6) 広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域、復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、町ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

(7) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により、飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等安全対策を指導する。

＜資料編 応急給水資機材保有状況一覧表＞

＜資料編 浄水場（補給水利施設）の現況＞

＜資料編 大多喜町指定水道工事店（町内工事事業者）一覧表＞

2. 食料の供給 【福祉班、農林班、給食班】

震災により、食料の配給、販売機構等が寸断された場合や自宅で炊飯が出来ない状態にある場合は、被災者に対して緊急的な炊き出しを行う。

また、住宅に被害を受けたため、一次的に縁故先へ避難するものについて、必要な食料を支給する。

町及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、町は、壊滅的な被害により行政機能が低下し、物資の供給を行う余力がないときは、県の「プッシュ型」支援により、水、食料、生活必需物資等を確保する。

(1) 食料供給実施の決定

ア 実施機関

(ア) 食料の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ 食料供給実施の条件

避難所に収容され、又は食料や調達のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できな

い住民がある程度の人数規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続しそうなとき。

ウ 対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- ・旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者

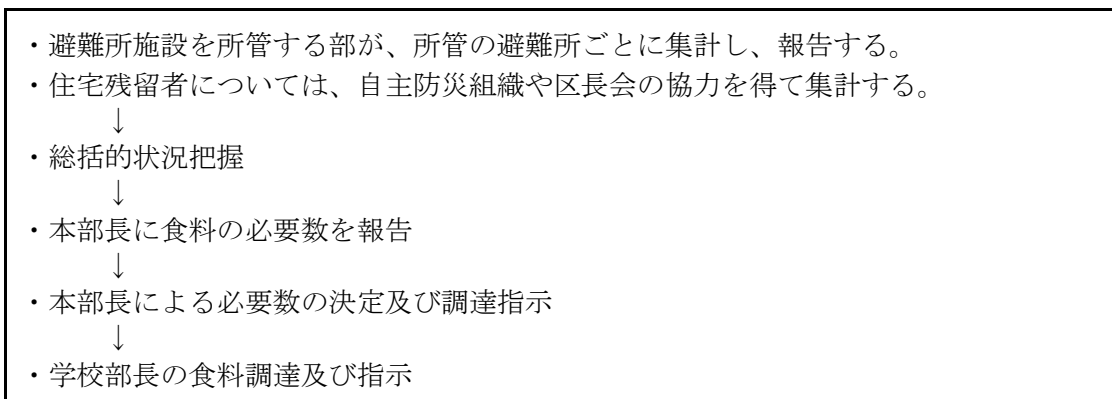
エ 応急食料の内容

- ・米穀
- ・乾パン
- ・米飯缶詰
- ・弁当、パン等

(2) 需要の把握

応急食料の必要数の把握は、福祉班が関係部等が収集した被災者情報を総括して行う。

■必要数調達の流れ



ア 食料の調達

(ア) 米穀

本部長は必要とする米穀の数量を知事に申請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

また、災害救助用米穀の供給について、県との連絡が取れない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、直接、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

(イ) 乾パン、米飯缶詰等

乾パン、米飯缶詰等の調達は、本部長が必要とする数量を知事に申請し、備蓄倉庫から調達する。

(ウ) 弁当及びパン

弁当及びパンの調達は、一般食料品店等から購入し、給与する。

イ 炊き出し

(ア) 炊き出しの実施

米穀による炊き出し給与は、学校給食センターにて一括して行うこととするが、必要に

応じて赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所に設置された給食設備等により炊飯して行う。

(イ) 調味料、副食等

炊き出し給与のための調味料、副食等は、町内における関係業者から調達する。ただし、町内で調達が困難な場合は、知事に要請する。

<資料編 町内における食料品調達業者一覧表>

ウ 災害救助法が適用されたときの食料供与

災害救助法適用後において適用される基準は、災害救助法施行細則別表第一による。

<資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）>

エ 食料の輸送

福祉班は、町において調達した食料及び県から供給を受けた食料を指定の集積地に集め、運送業者の協力を得て、車両により避難所等の給食地へ輸送する。

また、民間販売業者から食料の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により輸送する。

オ 食料集積地の指定及び管理

本部長は、食料の集積地を設置し、調達した食料の集配を効率的に行うよう努める。

また、食料の集積地では、集積地ごとに福祉班を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者として配置し、食品管理の万全を期する。

【食料の集積場所】

・役場、大多喜小学校その他災害の状況に応じて安全かつ適切と本部長が判断した場所

(3) 政府所有米穀の調達方法

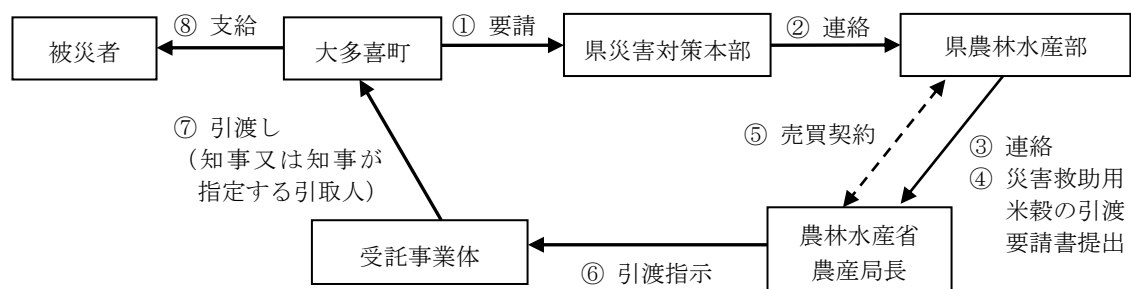
政府所有米の調達を要するときは、町長が災害の発生に伴い必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

町が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。

米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

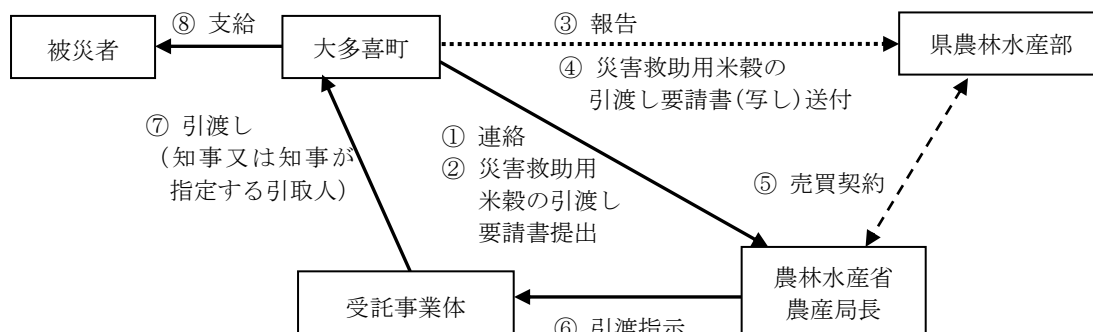
■政府所有米の受渡し系統図

<町からの要請を受け、県が要請する場合>



＜町が直接、要請した場合＞

町が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



＜資料編 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）＞

＜資料編 災害救助用米穀の引渡し要請書等の様式＞

3. 生活必需品の供給 【福祉班、商工観光班】

震災のために住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具その他の生活必需品を給（貸）与する。

（1）生活必需品の供給・給与の実施の決定

ア 実施機関

（ア）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

（イ）町長は、町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（ウ）町及び県は、あらかじめ協定を締結するなど、商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であり、次に掲げる者とする。

（ア）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

（イ）被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ 生活必需品等の内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等

（2）需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、福祉班が、関係部等が収集した被災者情報を総括して行う。

■必要数調達の流れ

- ・避難所施設を所管する部が、避難所ごとに集計し、報告する。
- ・住宅残留者については、自主防災組織や区長会の協力を得て集計する。
- ↓
- ・総括的状況把握
- ↓
- ・本部長に必要数を報告
- ↓
- ・本部長による必要数の決定及び調達指示
- ↓
- ・福祉部長の生活必需品調達及び指示

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品の調達

生活必需品の調達等は、福祉班が行う。なお、必要に応じて商工観光班が、町内の販売業者から調達する。

＜資料編 町内における物資調達先一覧表＞

イ 県への要請

町自らでは供給不可能な場合は、本部長は知事に調達を要請する。

(4) 生活必需品の輸送

福祉班は、町において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必需品を指定の集積地を集め、運送業者の協力を得て、避難所等の給付地へ輸送する。

また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで輸送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

本部長は、生活必需品の集積地を設置し、調達した生活必需品の集配を効率的に行うよう努める。

また、生活必需品の集積地では、集積地ごとに産業部を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者として配置し、生活必需品管理の万全化を期する。

【生活必需品の集積場所】

- ・町役場、大多喜小学校その他災害の状況に応じて安全かつ適切と本部長が判断した場所

(6) 生活必需品の給（貸）与

生活必需品の給（貸）与基準は、災害救助法の基準に準じて行う。

4. 燃料の調達 【商工観光班】

町は、燃料不足による震災時の応急対策への支障を避けるため、震災時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内のガソリンスタンド、商店等から迅速な調達を行う。

第8節 広域応援の要請

大規模地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、震災時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1. 自治体等への応援要請 【総務班】

(1) 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

■ 県への応援要請手続き

要請先	知事（県防災危機管理部防災対策課）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	（根拠法令等） 災対法第 68 条

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。総務班は、これらの手続きを実施する。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関の長（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	（根拠法令等） 派遣：災対法第 29 条 あっせん：災対法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

(3) 県内市町村との相互応援

町長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。総務班は、これらの手続きを実施する。

また、町長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 前各号に掲げるものの他必要な事項	（根拠法令等） 災対法第67条 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する協定
応援の種類	① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受け付け及び活動調整 ⑩ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

(4) 協定締結市町村との相互応援

町長は、地域内に地震災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたとき、あらかじめ締結した「大多喜町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定」並びに「品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定」に基づき、荒川区長及び品川区長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

■ 協定締結市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	① 被害状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的内容及び数量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ その他必要な事項

応援の種類	① 食料、生活必需品等の救助救援用物資の提供 ② 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与 ③ 職員の派遣 ④ 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受入れ ⑤ その他、特に要講のあった事項
-------	--

(5) 応援隊の受入れ・活動支援

応援隊は、総務班が受入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

2. 受援体制の整備 【総務班】

受援体制については、本章第9節「受援体制」に準ずる。

3. 消防機関の応援 【総務班、消防本部】

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めた場合は、あらかじめ締結している「千葉県広域消防相互応援協定書」及び具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

ア 応援要請文書の記載事項

- (ア) 災害発生の日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害の状況（現況、拡大の予想）
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 気象・地形・市街地の状況
- (カ) その他必要事項

イ 連絡窓口

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、総務班が連絡窓口となり連絡調整にあたる。

また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、消防相互応援協定に基づき経費の負担を行う。

(2) 応援の実施

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

4. 水道事業体等の相互応援 【総務班、環境水道班】

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため、他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

＜資料編 協定・覚書等一覧表＞

5. 民間団体等に対する応援要請 【総務班、福祉班】

本部長は、地域内に地震災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めた場合は、自主防災組織、各業者等の民間団体及びボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

6. 広域避難 【総務班、福祉班】

(1) 広域避難の調整手続等

ア 町は、地震災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 広域避難者への支援

福祉班は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等を踏まえ、避難者への支援を行う。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

町は、町外からの避難者を受け入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するため、総務班は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

7. 広域一時滞在 【総務班】

(1) 広域一時滞在の調整手続等

- ア 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。
- イ 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 受援体制

町は、大規模な地震が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害対応業務や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用することが求められる。

大規模災害が発生した際に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援体制について定める。

1. 受援体制 【総務班】

(1) 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各班において主体的に実施することとし、全体調整を総務班が行うこととする。

(2) 受援体制

ア 総務班の役割

総合的な応援の受入れについては総務班で担当し、役割を次のとおりとする。

■総務班の業務

区分	内 容
業 務	・ 応援に関する各班からのニーズのとりまとめ ・ 応援要請手続き ・ 要請先との連絡調整 ・ 応援部隊等の受入れ（受付け）及び各班担当への引渡し ・ 応援期間中の応援部隊等の代表者との調整 ・ 応援者への支援（宿泊場所、飲料水、食料、燃料等の確保）
担当する 要請の種類	・ 自衛隊の災害派遣 ・ 災対法等に基づく県を通じた職員の派遣、物資の要請 ・ 自治体間相互の災害協定書に基づく要請

イ 各班の役割

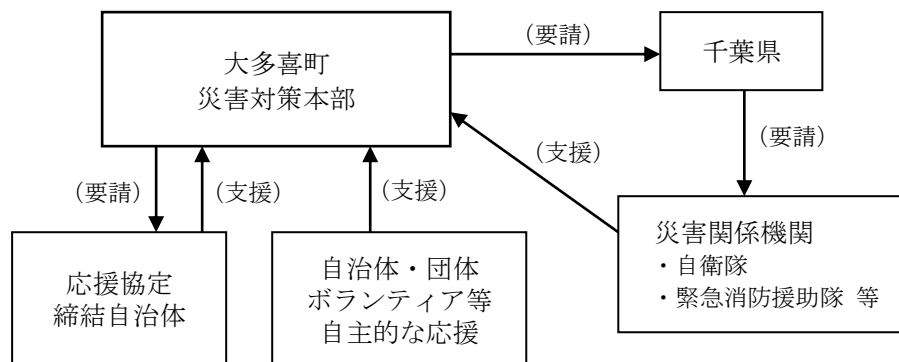
応援を受け入れる各班に受援担当者を置き、応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

(3) 応援要請の受入れ

大規模震災が発生した場合には、自衛隊等の災害関係機関に対しては県を通じて応援要請を行い、応援協定締結自治体には本町災害対策本部より直接応援要請を行う。

その他自治体・団体、ボランティアによる自主的な支援がある。

■ 応援要請の受入体制図



2. 人的支援の受入れ 【総務班】

(1) 本町に人的支援を行う応援団体等は、次のとおりとする。

- ア 地方公共団体
- イ 消防機関
- ウ 自衛隊
- エ 医療機関
- オ 災害時応援協定締結団体
- カ ボランティア
- キ その他の団体

(2) 基本的考え方

大規模震災時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や受入れを行う各班と総務班との役割分担を明確にする。

(3) 人的支援の受入手順

ア 応援要請

- (ア) 各班の受援担当は、非常時の優先業務を実施するにあたり、応援要請が必要な場合は、総務班に要請する。
- (イ) 総務班は、各班からの応援要請を受け、人的資源の確保・調整を行うとともに、その上で人的資源が不足する場合は、総務班長へ報告する。
- (ウ) 災害対策本部で応援内容を決定し、総務班は要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について応援団体に電子メールや電話等で応援を要請する。

イ 受援の準備

(ア) 応援団体との連絡調整

総務班は、応援団体と連絡調整を行い、応援者の人数や到着時刻、集合場所、携行品等について事前に把握し、受入れを行う各班と情報を共有する。

(イ) 必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則、受入れを行う各班で準備する。

ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材等、不足することが想定される資機材につい

ては、応援者に持参してもらうよう要請する。

(ウ) 応援者の執務スペース等の確保

応援者が活動する執務スペース等については、受入れを行う各班が所管する施設を活用して確保する。ただし、受入れを行う各班で確保できない場合は、総務班は、各班の受援担当者と調整し、必要な執務スペース等を確保する。

(エ) 応援者の滞在場所、移動手段及び食料等の確保

応援者等の滞在場所については、応援団体又は個人が確保することを原則とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合は、受入れを行う各班が中心となって本町の管理施設を活用して確保する。

移動手段については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、本町公用車等を活用し確保する。

食料・飲料水については、応援団体が自ら確保することを基本とする。ただし、応援団体等による確保が困難な場合には、総務班への要請により町が確保する。

ウ 応援者の受入れ

(ア) 応援者等の受付け

各班の受援担当者は、集合場所において、応援者等の受付けを行う。その際には、応援者等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿を作成する。作成した名簿の原本は受援担当者の班で保管するとともに、総務班へも提出する。

(イ) 業務内容の説明

受入れを行う各班は、応援者が行う業務の内容や手順について、応援者等に説明を行う。

(ウ) 応援者等の受入れの報告

応援者等を受け入れる各班は、受援状況報告書を作成し、速やかに総務班へ提出する。

総務班は、町全体の応援者等の受入状況を取りまとめて、町災害対策本部に報告する。

エ 応援による業務の実施

受入れを行う各班は、応援者等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて応援者等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

オ 受援の終了

受入れを行う各班は、受援対象業務の終了、又は受援が不要となる見込みとなった場合は、応援団体等と協議し、受入れを行う各班の長が受援の終了を決定する。受入れを行う各班は、受援が終了した場合は総務班に報告し、総務班は町災害対策本部に報告する。

3. 物的支援の受入れ 【被害調査班】

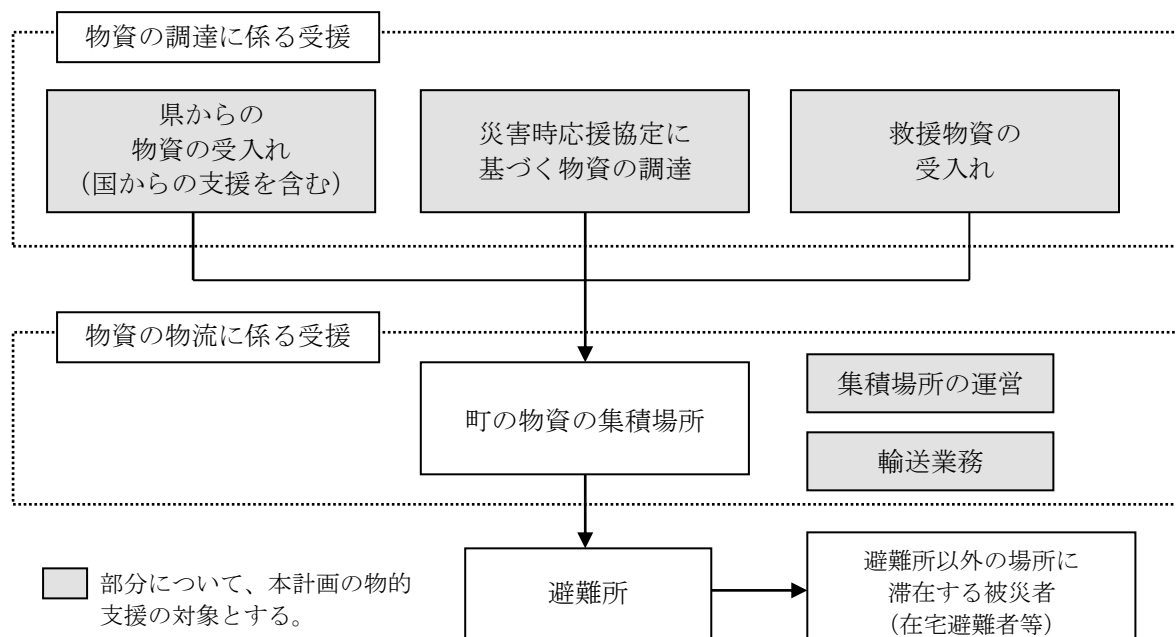
(1) 基本的考え方

本町では、一定量の食料等の備蓄を行うとともに、民間企業と事前に物資の供給に関する協定を締結し、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えている。

しかし、大規模震災時においては、避難生活や物流の復旧までの長期化等により、必要物資の不足が懸念される。このため、災害時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援の受入体制を整備する。

(2) 物的支援（物資供給）の概要

本計画で対象とする物的支援（物資供給）の概要は、次のとおりである



(3) 物的支援の受援体制

ア 基本的な体制

支援物資に関する事務は、被害調査班が行う。

■被害調査班の業務

区分	内 容
物資の調達に係る業務	・ 物資の確保、配分等の統括 ・ 避難所ごとの物資ニーズの集約・整理 ・ 物資集積場所、搬送拠点の在庫管理、必要な関係者との調整
物資の物流に係る業務	・ 搬送に必要な車両等の確保・要請 ・ 物資の受入れ、荷下ろし、検品、仕分け、荷捌き、積み込み等 ・ 拠点周辺の搬送車両の誘導、搬送管理

イ 物的支援の受入手順

支援物資の迅速な搬送を行うため、集積場所から直接避難所への搬送を行う。

(ア) 必要な物資の要請

災害対策本部は、備蓄物資や集積場所の在庫状況及び避難者数、被災者数と照合し、不足分を協定締結事業者、協定締結自治体、県に対し、品名、数量、搬送場所等を整理し、連絡・要請する。

(イ) 集積場所の開設・運営

被害調査班は、集積場所の開設が必要となった場合、集積場所の被災状況を確認の上、担当職員を派遣し、開設の準備を行う。

(ウ) 物資の受け取り

担当職員は、外部からの物資を受け取る。受け取った物資については、内容を確認して記録した後、荷捌き及び仕分けを行い保管する。

ウ 避難所等への物資搬送

(ア) 避難所等への物資の搬送については、町公用車を活用する。公用車で不足する場合は、民間企業に協力を要請する。

(イ) 避難所の運営を担当する職員は、避難者、避難所運営委員会及びボランティア等と協力し、搬送された物資の内容を確認のうえ受払書に記載し、荷下ろし及び物資の適正な管理を行う。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

町域に大規模な地震が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、本部長は知事に対し、自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

1. 災害派遣要請の手続き 【総務班】

本部長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

ただし、自衛隊は、災害において特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

(1) 本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、次の事項を明らかにした文書をもって知事に災害派遣要請を依頼する。

なお、知事は事態の推移に応じ、派遣しないことを決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

(2) 緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に対し要請する。この場合、事後速やかに知事に対してその旨を通知する。

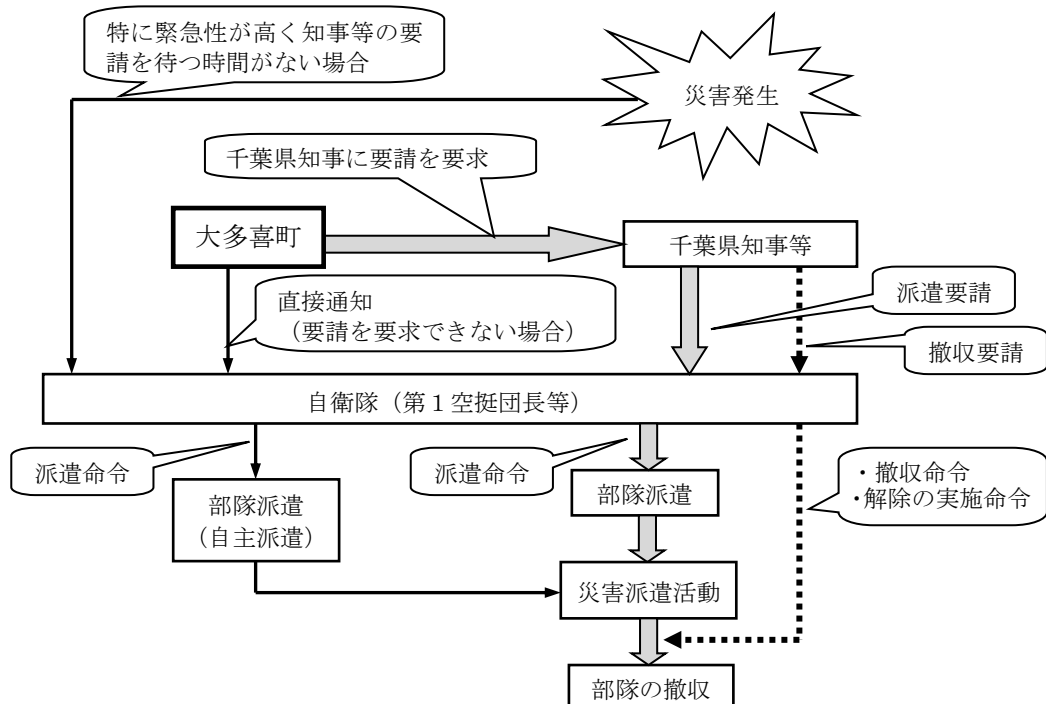
■要請文書のあて先

区 分	あて先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

■ 緊急時の連絡先

部隊名等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1空挺団 (船橋市薬田台)	第3科 防衛班長 047-466-2141 内線 235、236	駐屯地 当直司令 047-466-2141 内線 302
	県防災行政無線 632-721	県防災行政無線 632-725
陸上自衛隊 高射学校 下志津駐屯地 (千葉市若葉区)	企画副室長 043-422-0221 内線 313、314	駐屯地 当直司令 043-422-0221 内線 302
	県防災行政無線 500-9631	県防災行政無線 500-9633

要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編 自衛隊災害派遣要請依頼書>

2. 災害派遣部隊の受入体制 【総務班、建設班】

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

本部長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助・救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民との連絡調整を実施する。

【明らかにする事項】

- ア 作業箇所及び作業計画（内容）
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所（窓口）

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

- ア 本部事務所
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

■指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必要地積（最小）	ヘリコプター受入予定 場所必要地積適否
OH-6J×1	約 30m×30m	適①～⑧
UH-1H×1	約 36m×36m	適①～⑤ ・ 否⑥～⑧
UH-60 ×1	約 50m×50m	適①～⑤ ・ 否⑥～⑧
CH-47 ×1	約 100m×100m	否①～⑧

（注）四方向に障害物のない広場のとき

■ 宿舎候補地

名称	住所	収容可能人員
中央公民館	大多喜 486-10	約 800 人
B & G 海洋センター	大多喜 486-12	約 450 人

■ ヘリコプター発着場候補地

番号	名称	住所
①	多目的広場	大多喜 486-16
②	大多喜高等学校	大多喜 481
③	三育学院中学校(旧西中学校)	中野 589
④	大多喜中学校	船子 197
⑤	西小学校	松尾 227
⑥	旧上瀑小学校	下大多喜 100
⑦	旧総元小学校	大戸 433
⑧	旧老川小学校	小田代 524-1

＜資料編 ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表＞

3. 災害派遣部隊の活動 【総務班】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のために必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

■ 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の 捜索・救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常県又は町が提供するものを使用する。
道路又は水路 の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町が提供するものを使用する。
人員及び物資 の緊急輸送	救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

項 目	内 容
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与 又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は救じゅつ品※を譲与する。
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※救じゅつ品：救恤品。災害の被災者を救済するための物資等

4. 災害派遣部隊の撤収 【総務班】

災害派遣部隊の撤収要請は、本部長が知事に対し文書をもって要請する。

＜資料編 自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書＞

5. 経費負担区分 【総務班】

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

ただし、その活動内容が他市町村にまたがった場合は、当該市町村と協議の上、負担割合を定める。

【経費の内容】

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ・天幕等の管理換に伴う修理費
- ・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

震災時における学校等の児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対する支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1. 防災体制の確立 【学校教育班】

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

（ア）計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。

（イ）児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

（ウ）町教育委員会、警察署、消防本部（消防団）及び保護者への連絡体制を確立する。

（エ）勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

各学校は、県の作成した「学校における地震防災マニュアル」（令和4年1月）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立する。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 校長は、状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 校長は、避難所の開設等災害応急対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の準備を行い、児童・生徒に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 町教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、校舎等の一部損壊や避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 町教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2. 応急教育 【学校教育班】

(1) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

【措置の内容】

- ア 校舎の被害が少ないときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- イ 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- ウ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧ができる場合は臨時休校し、ICTを活用した家庭学習等の適切な指導を行う。
- エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、公民館、体育館その他公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- オ 施設や設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

町教育委員会は、災害時に教職員を確保するため、次の措置を講ずる。

【措置の内容】

- ア 災害の規模及び程度に応じた教職員の参集体制の整備
- イ 教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員を確保

(3) 学校給食の措置

学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

(4) 授業料の減免

学校教育班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3. 学用品の調達及び支給 【学校教育班】

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が実施し、学校教育班がこれにあたる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずる。

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒
- (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4. 文化財の保護 【社会教育班】

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 町は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

イ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

＜資料編 町内文化財一覧表＞

第12節 帰宅困難者等対策

地震発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救助・救急活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救助・救急活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1. 一斉帰宅抑制の呼びかけ 【総務班】

地震発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、総務班は、住民、企業、学校等関係機関に対し、県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2. 企業、学校等関係機関における施設内待機 【各関係機関】

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3. 大規模集客施設や駅等における利用者保護 【施設管理者】

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4. 帰宅困難者等の把握と情報提供 【総務班】

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

総務班は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路等を通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

総務班は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

5. 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 【総務部、施設管理者】

(1) 一時滞在施設の開設

総務部は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

総務部は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。併せて、町内の一時滞在施設の開設状況をホームページ等に掲載するなどして情報を提供する。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町又は警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により、帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、総務班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

6. 徒歩帰宅支援 【総務班】

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

総務班は、震災発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救助・救急活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、総務班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報等をテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

＜資料編 首都直下地震対策大綱＞

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、又医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき、又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1. 保健活動 【福祉班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

（1）要配慮者の健康状況等の把握

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び福祉班は、地震災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

（2）避難所等巡回による被災者の健康管理

福祉班は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、医師会や介護・福祉の関係機関等と連携し、要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、町が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

（3）二次健康被害の予防

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

（4）活動体制の整備

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び町は、平時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）に報告する。夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣する。

2. 飲料水の安全確保 【環境水道班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）に対し、町が被災地で供給する飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。

また、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）と協力して被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。

3. 防疫 【福祉班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

震災時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（1）防疫体制の確立

福祉班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

（2）防疫活動

福祉班は、家屋内外の汚染、感染症の発生、まん延を防止する必要がある場合、防疫活動を推進する。

ア 防疫措置情報の収集及び報告

福祉班は、災害発生直後、警察及び消防本部等と連絡を取り、感染症等の発生状況等の情報を収集し、防疫措置の必要な地域及び場所を把握する。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努める。発見した場合又は疑いのある場合は、災害対策本部及び夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）へ通報する。

イ 実施事項

防疫活動は、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）と緊密な連絡のもとに、次の方法により実施する。

（ア）汚染した井戸は、クロール石灰等により消毒する。

（イ）被害家屋の汚染排除、消毒を行う。特に、床下その他の汚水の滞留する箇所は、速やかに清掃し、生石灰による消毒、クレゾールの散布その他必要な措置を講ずる。

（ウ）給水源の消毒及び水質検査を行う。

（エ）食品衛生を指導する。

ウ 防疫資材の確保

（ア）使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るとともに、必要に応じて町内薬局等から調達する。

（イ）避難所内での感染予防のため、次の物品を確保しておく。

目 的	必要物品
避難所内での感染防止	マスク、フェイスガード、体温計、除菌用アルコール、抗菌剤入り液体石鹸（手洗い用）、ペーパータオル、ゴミ箱、ゴミ袋 等
吐瀉物による感染防止	次亜塩素酸ナトリウム、空のペットボトル（次亜塩素酸を薄めて使用するために使う）、バケツ、ペーパータオル、使い捨て手袋、ガウン、ビニール袋 等

エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 患者等の措置

夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により、必要に応じ入院を勧告する。

また、福祉班は、感染症患者又は病原体保有者を隔離収容するにあたり、交通途絶等により隔離病舎への移送が困難な場合には、近隣の非被災地に臨時の隔離施設を設けるか、自宅に隔離するなどの緊急収容措置を講ずる。

(4) 予防教育及び広報活動の実施

福祉班は、災害時の感染症や食中毒について住民に対して教育を行うとともに、パンフレットや広報車等により広報活動の強化に努める。

(5) 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況を随時、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）経由にて県に報告する。

【報告内容】

ア 被害の状況

イ 防疫活動の状況

ウ 災害防疫の所要見込額

エ その他

(6) 衛生環境の維持

福祉班は、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種の生活物資及び清潔保持に必要な石鹼やうがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。

4. 死体の搜索処理等 【環境水道班、勝浦警察署】

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施する。

また、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ、死体の応急的な埋葬等を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

イ 本町限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに（公社）県医師会が派遣する検案医師及び（一社）県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、県及び町が場所の選定を行う。

（２）検案医師の出動要請

ア 町長は、検案医師等について、必要に応じて（一社）夷隅医師会長、（一社）夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、（公社）県医師会長及び（一社）県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

（３）災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の救助基準等は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表」による。

なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施する。

＜資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＞

（４）県警察における計画

ア 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、町長又は知事と緊密に連絡し、身元不明者の措置について協力する。この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、震災時において救出活動とあわせて、関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行う。

５．動物対策 【福祉班、環境水道班、農林班、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）】

（１）死亡獣畜の処理

環境水道班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は夷隅地域振興事務所の指導により、死亡した獣畜を処理する。①②を除く家庭動物等は、飼い主が見つからない場合、一般廃棄物として処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境水道班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出した家庭動物等が発生した場合は、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。

(3) 家庭動物への対応

避難時の家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則として家庭動物の持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

福祉班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となる家庭動物問題が生じた場合は、夷隅保健所（夷隅健康福祉センター）及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。関係団体が家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6. 清掃及び廃棄物の除去 【情報収集班、環境水道班、建設班】

震災時には、家屋の倒壊、火災等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

(1) 災害廃棄物処理

ア 実施体制

災害時における被害地帯の廃棄物処理は、町長が実施し、環境水道班がこれに当たる。

イ 協力・支援体制

(ア) 震災による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内市町村において相互に援助協力を行う。

(イ) 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 必要に応じて、自衛隊、警察、消防等と連携して、災害廃棄物等の撤去を行う。

ウ 廃棄物の収集と処理

(ア) 環境水道班は、関係機関及び民間と連携を図りながら作業体制を確立するとともに、必要に応じ広域処理を行うなどにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

(イ) 情報収集班は、災害廃棄物等の円滑で迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、情報収集を行う。

エ 災害廃棄物の処理方針

(ア) 生活ごみ・避難所ごみ

a 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行う。

- b 避難所等の生活ごみについて、生活環境の保全の観点から、発災後3～4日後（特に、夏季は早期の取組みが必要）には収集運搬・処理を開始することに努める。
- c 避難所において、廃棄物の腐敗に伴うハエ等害虫の発生や生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、害虫等の発生防止活動や駆除活動に努める。
- d 復旧、復興期には、避難所の閉鎖にあわせ、応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平時の処理体制へ移行する。

（イ）産業廃棄物

産業廃棄物は、原則として事業者の責任において処理する。

（ウ）有害性・危険性のある廃棄物

農薬、毒物、劇物、ガソリン等通常の施設での処理が困難な廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ処分を委託するなど、別の方法で処理を行う。

オ 収集運搬

災害廃棄物の収集運搬方法・ルートは、被災状況に応じて実施方法を決定する。

なお、災害時における収集運搬業務は、次を考慮して行う。

- （ア）災害廃棄物のうち、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物及び腐敗性廃棄物は、優先的に回収を行う。
- （イ）災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって運搬ルートや車両の大きさ・種類等が異なるため、時期区分や搬入先に合わせた車両を使用する。
- （ウ）収集運搬車両や作業員が不足する場合には、協定等に基づき、周辺自治体や民間事業者からの応援により、災害廃棄物の収集運搬を行う。

カ 損壊家屋の解体・撤去

被災した家屋の解体・撤去は、所有者の責任において行われる。

ただし、災害の規模によって国が特例措置を講じた場合等、復興を目的として町が必要と判断したときは、損壊家屋の解体・撤去を町が行う場合がある。

キ 仮置場の確保

災害廃棄物の仮置場は、基本的に町が確保するものとし、災害廃棄物発生想定量を考慮して仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を検討する。

ク 住民への広報

発災後速やかに、収集方法や仮置場の場所、留意事項等について住民等に情報提供を行う。

また、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえた監視や広報の強化地域について検討する。

ケ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

町長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) し尿処理作業

ア し尿排出量の推定

町内の避難所等に設置した仮設トイレから発生するし尿収集必要量を推計し、処理体制の確立を図る。

イ 収集・処理体制

平時と同様の収集・処理体制を基本とし、夷隅環境衛生組合にて処理を行う。平時からし尿や浄化槽汚泥を収集している箇所での収集頻度は、平時と同様とする。

ただし、災害の規模によって多数の仮設トイレを設置するなどして業務量が増大することにより、通常時の収集頻度の維持が困難な場合は、一時的な変更について検討する。

地震による損壊等により、夷隅環境衛生組合で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、必要に応じ、他の市町村に応援を要請する。

ウ 仮設トイレの設置

避難所の開設に係る情報を入手し、避難者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し設置する。

なお、仮設トイレの設置依頼、不足の場合の支援については、早急に災害対策本部と協議を行い、現地設置が速やかに行えることを最優先事項とし対応にあたる。

【仮設トイレ設置の際の留意点】

- ・ 仮設トイレの設置、管理及び収集・運搬は、下表の事項等を検討し、計画的に行う。
- ・ 仮設トイレは、平時に備蓄している仮設トイレを優先利用する。不足する場合は災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得る。
- ・ 復旧・復興期は、避難所の閉鎖にあわせ平時のし尿処理体制へ移行する。閉鎖された避難所については、仮設トイレの撤去を行う。

■ 仮設トイレの設置及び管理等に係る検討事項

区 分	検討内容
設置	・ 避難箇所数と避難人員 ・ 仮設トイレの種類別の必要数 ・ 支援地方公共団体等からの応援者、被災者搜索場所、トイレを使用できない被災住民等を含めた仮設トイレ設置体制の確保 ・ 用意された仮設トイレの一時保管場所の確保
管理 ・ 収集 ・ 処理	・ 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給 ・ 支援市町村やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保 ・ 仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について保健所等の担当部署による継続的な指導・啓発

■町で所有する仮設トイレ等

- ・非常用トイレ（既存便器（便座）を用い被せる袋タイプ）
- ・簡易トイレ（ラップポン）（箱型の簡易トイレで、排泄物を自動的にフィルムの中に密封することができるタイプ）

（3）障害物の除去

ア 町管理道路における障害物の除去

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、町の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

（ア）障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく、民有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

（イ）機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、町の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達する。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

（ア）実施体制

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は町長が実施し、建設班がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、町長はこれを補助する。

なお、町長は、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を行うことができる。

本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

（イ）障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

（ウ）障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

（4）環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し、又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、平時から応急危険度判定士等の養成を行う。

1. 応急仮設住宅の供与等 【建設班】

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

(1) 応急仮設住宅の供与

町は、震災により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。応急仮設住宅の設置場所は、基本的に国、県又は町の公有地とする。やむを得ず私有地に建設する場合には、所有者と町との間で賃貸契約を結ぶ。

＜資料編 応急仮設住宅建設候補地＞

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の建設は、町長が実施し、建設班がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、災害救助法施行細則別表第一による。

＜資料編 千葉県災害救助法施行細則（別表第一）＞

ウ 供与の方法

(ア) 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

(イ) 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき、建設型応急住宅を建設する。

(2) 被災した住宅の応急修理計画

町は、震災により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない被災者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、町長が実施し、建設班がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、町長が行うことができる。

(イ) 本町限りで処理不可能な場合には、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 建設資材の確保

ア 町において資材が不足した場合は、建設産業部長は総務部長を通じ県に要請し、資機材の調達の協力を求める。

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、国有林材の供給を行う。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行う。

b 災害復旧用材の供給は、知事、町長からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を要請する。

2. 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備 【被害調査班】

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

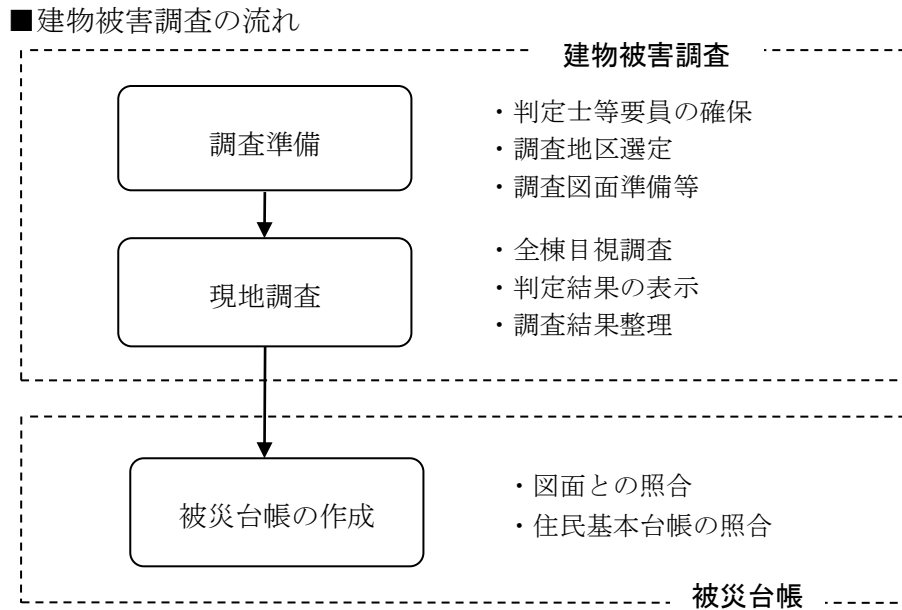
ア 実施機関

(ア) 被災建築物応急危険度判定は、町長が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行う。

イ 建物被害調査の概要

建物被害調査は、「建物被害調査の流れ」のとおりで行う。



(2) 応急危険度判定士の確保

町は、県及び関係団体と連携し、応急危険度判定士の確保に努める。

(3) 被災台帳の作成

被害調査班は、応急危険度を調査した結果を住民基本台帳に照らし合わせ、被災台帳を作成する。

3. 被災宅地危険度判定支援体制の整備 【建設班】

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

(1) 実施体制の整備

大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災したときは、判定実施計画を作成するとともに、判定士の派遣等県へ支援を要請する。

また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 被災宅地危険度判定実施の広報

被災宅地危険度判定を実施するときは、住民に対し、実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知する。

また、危険度の判定は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分で行い、判定結果については、被災宅地に表示し、居住者及び通行者等に注意を促す。

(3) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、土木・建築等の技術者に対し、県が開催する被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

4. り災証明書の交付体制の整備 【被害調査班、消防本部】

(1) 住家の被災調査

被害調査班は、遅滞なく被災者にり災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結、応援の受入体制の構築等、り災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

ア 調査方法

被害調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・半壊に至らないの区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

(ウ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(エ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(オ) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(2) り災証明の発行

被害調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等において、り災証明書を発行する。なお、火災によるり災証明書の発行は、消防本部が行う。

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

上水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が、大規模地震により被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災等でさらに明らかになったところである。

このため、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

1. 水道施設 【環境水道班】

(1) 震災時の初動措置

環境水道班は、大規模な地震が発生した場合、次のような手順で応急措置を講ずる。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 事故発生の際には併せて指定給水装置工事事業者に連絡し、応急措置を施すよう指示する。

ウ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。

(2) 応急復旧の実施

水道施設の復旧にあたり、町は指定給水装置工事事業者を動員して応急復旧を図る。

被害が広範囲に及び、町的能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧作業の実施にあたっては、次の事項を考慮して応急復旧作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

ア 施設復旧の完了の目標を明らかにする。

イ 施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。

ウ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。

エ 被災状況の調査及び把握方法を明らかにする。

オ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。

カ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(3) 応急復旧資機材の確保

町及び指定給水装置工事事業者等の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造業者及び他の水道事業体から調達する。

【優先的な復旧対象】

ア 医療施設、避難場所、福祉施設、老人福祉施設等

イ 取水、導水、送水、浄水施設

ウ 主要な配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

<資料編 協定・覚書等一覧表>

2. 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

(2) 地震発生直前の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模な地震発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努める。

(3) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 震災時における動員体制を確立すると同時に、連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、各関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(4) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に係る送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(キ) その他事故防止のための留意すべき事項

エ 震災時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

3. ガス施設 【大多喜ガス(株)】

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便宜を図るため、次の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡によりあらかじめ指定された場所に出動する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された場所に、自動発令で出動する。

イ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に災害対策本部を設置するとともに、各事業所に現地災害対策本部を設置し、全体的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関、社内事業所等から被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講ずる。

(オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 災害対策本部の指示に基づき、各現地対策本部は有機的な連携を保ちつつ、施設の応急措置に当たる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講ずる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 緊急用資機材の活用、各現地対策本部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

各ガス事業所は工作車、広報車を保有しており、常時稼動可能な体制にある。

(3) 震災時の広報

震災時には、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防本部、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) 身の安全を確保すること。
- (イ) ガス栓を全部閉め、ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合。

- (ア) 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認したら手を離す。
- (イ) 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開される時には、原則、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

4. 通信施設 【各施設管理者】

(1) 東日本電信電話(株)

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

地震の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検

- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

地震により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

地震のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

地震により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株)NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

地震災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

地震災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

地震により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 震災時の広報

地震のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」の提供開始

ウ 応急復旧対策

地震により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDD I (株)

KDD I (株)では、震災時には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地与緊密に連絡を取りながら、各組織の機能を最大限に発揮して、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

震災時には、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。通信に輻輳が発生した場合は輻輳制限を行い、必要な通信を確保をするとともに、住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク (株)

ソフトバンク (株)では、震災時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、震災時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)

応急措置は、次のとおりとする。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

ウ また、災害特別事務取扱いを実施するほか、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

5. 道路・橋りょう 【建設班、夷隅土木事務所】

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、走路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては応急及び復旧措置を行う。

(1) 震災時の応急措置

ア 町（建設班）

被害を受けた道路、橋りょう及び交通状況を把握するため、パトロールを実施する。

情報収集に基づき、道路、橋りょうに関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

イ 県（夷隅土木事務所）

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占有者、(一社)千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により(一社)千葉県建設業協会等の関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講ずるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。

(2) 応急復旧対策

ア 町（建設班）

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

イ 県（夷隅土木事務所）

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に「緊急輸送道路 1 次路線」

等交通上重要と認められるものについて、最優先に、(一社)千葉県建設業協会等の関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

6. 交通施設 【いすみ鉄道(株)、小湊鐵道(株)】

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

地震災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 震災時の初動措置

ア 運転規制

強い地震を感知した場合の運転の取扱いは、次のとおりとする。

- (ア) 震度5弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区、電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。
- (イ) 震度4の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速25km/h以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する(小湊鐵道においては、初列車通過後逐次解除する。また、別途指示があるまでは、危険箇所は特に注意運転を行う)。

イ 乗務員の対応

- (ア) 運転中に地震を認知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- (イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- (ウ) 列車を停車させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

ウ 乗客の避難誘導

(ア) 駅における避難誘導

- a 駅長(いすみ鉄道においては、「駅長」を「社長」と読み替える。以下同じ。)は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導し、避難させる。
- b 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに町又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、地震災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

(イ) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- a 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- b 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。

- ・特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
- ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

エ 事故発生時の救護活動

震災時には駅従業員、乗務員が救急・救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

7. その他公共施設 【建設班、農林班、施設管理者】

地震が発生した場合、河川、砂防、急傾斜崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行う。

(1) 河川の応急復旧内容

ア 堤防及び護岸の破壊

- (ア) ビニールシート等を覆い、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐ。
- (イ) 速やかに復旧計画を立てて復旧する。

イ 水門、排水機等の破壊

- (ア) 土のう、矢板等により応急に締切を行う。
- (イ) 移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

(2) 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧内容

地震により砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

町は、大規模地震時において、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

また、町は、震災時に迅速な受入れができるよう体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

1. 災害ボランティアセンターの設置 【福祉班、町社会福祉協議会】

(1) 町災害ボランティアセンター

ア 町は県と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる町災害ボランティアセンターを町社会福祉協議会内に設置する。

イ 町は、町社会福祉協議会が被災し、機能を満たさない場合は、町災害ボランティアセンターの運営が可能な場所に設置する。

ウ 町災害ボランティアセンターの運営及び事務は、町社会福祉協議会が行う。

エ 町災害ボランティアセンターの設置は、地震災害が発生した場合に、町の災害対応を考慮し、町社会福祉協議会長が決定する。

また、町災害ボランティアセンターには、センター長及び副センター長を置く。

オ 町災害ボランティアセンターは、次の業務を行う。

(ア) 被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズ・状況の把握

(イ) ボランティア活動の企画、実施等のコーディネート

(ウ) ボランティアの受入れ及びボランティア活動保険の加入

(エ) ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達

(オ) ボランティア事前登録者の確保と活動要請

(カ) ボランティア活動の記録管理

(キ) その他町災害ボランティアセンターに必要と認められる活動

(2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できないなどの場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

夷隅地域については、いすみ広域災害ボランティアセンターを拠点に支援する。

■本町に係る広域災害ボランティアセンター(V C)の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域災害V C	夷隅	大多喜町B & G 海洋センター（大多喜町）

2. ボランティアの活動分野 【福祉班、町社会福祉協議会】

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアとして協力を求める個人、団体 【福祉班、町社会福祉協議会】

震災時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体、NPO法人等

4. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ 【総務班、福祉班、町社会福祉協議会】

町は、住民等に対し、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう平時から連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な地震が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンター、市町村市民活動支援センター、ボランティア団体、NPO法人並びに近隣都県社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5. 災害時におけるボランティアの登録、派遣 【総務班、福祉班、町社会福祉協議会】

災害の状況に応じた、より実践的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付け、登録は原則として発災後に実施することとし、町（福祉班）、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

町の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、県の担当部局と調整を図る。

活動分野	個人・団体	県受付窓口	町受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課	福祉班
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課	被害調査班
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	福祉班

活動分野	個人・団体	県受付窓口	町受付窓口
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課	福祉班
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課	情報収集班
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課	総務班

※平時に登録を行っている。

(2) ボランティアの受付け

ア 被災現地における受付け

被災地域内住民のボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へきたボランティア希望者については、被災現地のボランティア窓口（福祉班）において受付けを行い、そこでの災害対策活動に従事する。

イ 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) ボランティアニーズの把握

町災害ボランティアセンターは、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市町村社会福祉協議会、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

(5) 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町内を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見等を踏まえ、関係団体と協議する。

6. ボランティア受入体制 【福祉班、町社会福祉協議会】

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 活動拠点の提供

町ボランティアセンターや活動拠点については、町と町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材についても、町社会福祉協議会において、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは、町内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7. 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 【福祉班、町社会福祉協議会】

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力等高い専門性が必要である。

そこで、県等が主催する各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、平時から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1. 被災者に関する支援の情報の提供等 【総務班、被害調査班】

町は、各種の支援措置が早期に、また総合的かつ効率的に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等に努める。

また、町は県と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談機会の提供や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2. 被災者生活再建支援金 【福祉班】

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする。

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは、交付決定等を行う。

（被災者生活再建支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、町とする。（県から町への補助方式：補助率8/10）

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

3. 公営住宅の建設等 【建設班】

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

町は、関係機関と協議し、円滑な入居に努める。

4. 災害援護資金 【福祉班】

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1か月以上の負傷のある場合

(ア) 家財等の損害がない場合 150万円

(イ) 家財の1/3以上の損害 250万円

(ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

(エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主の1か月以上の負傷のない場合

(ア) 家財の1/3以上の損害 150万円

(イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 250万円

(ウ) 住居の全壊（（エ）を除く） 250万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合

等特別の事情がある場合 350 万円

(エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350 万円

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10 年（据置期間を含む）

イ 据置期間 3 年（特別な場合 5 年）

ウ 利子 年 3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

エ 保証人 連帯保証人になること

(4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(5) 申込方法 各市町村

5. 生活福祉資金 【福祉班】

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯 150 万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6 か月以内

イ 償還期間 据置期間経過後 7 年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年 1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

(イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

(ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者

(4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

(5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む。

6. 税等の減免等 【被害調査班】

町税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した町税及び県税等の納税義務者等に対し、町税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、町長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間におい

て、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免

納税義務者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

町は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

7. 災害弔慰金等の支給等 【総務班、福祉班】

(1) 災害弔慰金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 町災害見舞金の支給

町は、災害救助法の適用を受けない災害については、「大多喜町災害見舞規程」（平成8年訓令第4号）に基づき、見舞金を支給する。

8. 雇用の確保 【茂原公共職業安定所】

茂原公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあつせんを行う。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

(4) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

9. 義援金品の取扱い 【総務班、情報収集班、被害調査班】

町は、大規模震災における被災者の自立的な生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分の措置を講ずる。

なお、義援物資については第3章第7節2「食料の供給」、3「生活必需品の供給」による。

(1) 義援金品の募集及び受付け

町長は、義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口の設置を被害調査班に指示し、義援金品の募集及び受付けを実施する。

なお、被害調査班は、様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

また、日赤に寄託された義援金品は、日赤千葉県支部及び大多喜町分区において受け付ける。ただし、被災の状況により、前期の場所での受け付けが困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

(2) 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、総務班が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受払帳簿を作成する。

義援品については、被害調査班が一時保管場所を定め、保管する。

(3) 義援金品の配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を本部長が決定する。

なお、県又は日赤から送付された義援金品を、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

＜資料編 義援金品の関係様式＞

10. その他の生活確保 【被害調査班、福祉班】

(1) 郵便物の特別取扱い

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。

2 災害時における窓口業務の維持

3 (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(2) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(3) 介護保険における対応

町は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

(4) 生活相談

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、

その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

被害調査班は、役場庁舎内に生活相談の窓口を開設する。

1 1. 事業者等への融資 【商工観光班、農林班】

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

町は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林業者への融資資金

町は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

1. 水道施設 【環境水道班】

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため、総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2. 電気施設 【東京電力パワーグリッド(株)】

原則として復旧の順位は、人命に係る施設、対策の中核である官公署、生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所

ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ 保守用回線

ウ 業務用回線

(4) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

3. ガス施設 【大多喜ガス(株)】

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命に係る施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

ア 供給設備

イ 通信設備

ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入れ、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

(ア) 区間遮断

(イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）

(ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

(ア) 閉栓確認作業

(イ) 被災地域の復旧ブロック化

(ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業

(エ) 復旧ブロック内の漏えい検査

(オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理

- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4. 通信施設 【東日本電信電話(株)】

(1) 東日本電信電話(株)における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順 位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5. 農林業施設 【農林班、施設管理者】

農林業用施設管理者は、管理する施設が震災により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。特に、緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

(1) 農業用施設

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大

な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 道路施設

道路、橋りょう等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(2) 林業用施設

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設の被災で、これを放置すると人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6. 公共土木施設 【建設班、道路管理者、施設管理者】

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が震災により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し復旧を行う。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う。

(2) 河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、砂防、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が震災により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 砂防施設

(ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1. 激甚災害指定の手続 【総務班】

町域において大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2. 激甚災害に関する調査報告 【被害調査班、環境水道班、建設班】

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

このため町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 特別財政援助額等の交付手続等 【総務班】

（1）町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（2）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施する。

第4節 災害復興

1. 体制の整備 【各部各班】

町は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

2. 災害からの復興に関する基本的な考え方 【各部各班】

町の防災対策としての行政施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

町は、今後起こりうる東京湾北部地震等の大規模地震に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3. 想定される復興準備計画 【各部各班】

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから、医師・保健師等の被災者や被害者に対する巡回診断により、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）被災地の復興

壊滅的な被害を受けた被災地の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れたまちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した復興計画の策定を目指す。

また、地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。町の重要な産業である観光等においても、復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。